

自大正 自大正 自大正 自大正 自大正 自大正 自大正 自大正 自大正 自大正	八 九 九 九 十 十 十 十 十 十	年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	九 一 一 一 一 一 一 一 一 一	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	一等					二等					三等					四等					五等					包裝ニ對スル賠償價格	
					八十斤	五十斤	四十斤	四十斤	二十斤	八十斤	五十斤	四十斤	四十斤	二十斤	八十斤	五十斤	四十斤	四十斤	二十斤	八十斤	五十斤	四十斤	四十斤	二十斤	八十斤	五十斤	四十斤	四十斤	二十斤		
自大正十二年一月一日	三・五三〇	三・三〇〇	二・九二〇	二・六五〇	二・四八〇	二・六一〇	二・五三〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・三三〇	二・二七〇	二・三〇〇	二・二七〇	二・三三〇
自大正十一年一月一日	三・五三〇	三・三〇〇	二・九二〇	二・六五〇	二・四八〇	二・六一〇	二・五三〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・三三〇	二・二七〇	二・三〇〇	二・二七〇	二・三三〇
自大正十年六月九日	三・五三〇	三・三〇〇	二・九二〇	二・六五〇	二・四八〇	二・六一〇	二・五三〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・三三〇	二・二七〇	二・三〇〇	二・二七〇	二・三三〇
自大正十年一月一日	三・五三〇	三・三〇〇	二・九二〇	二・六五〇	二・四八〇	二・六一〇	二・五三〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・三三〇	二・二七〇	二・三〇〇	二・二七〇	二・三三〇
自大正九年五月二十九日	四・二九〇	三・八七〇	三・五三〇	三・一一〇	二・八四〇	二・六一〇	二・五三〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・三三〇	二・二七〇	二・三〇〇	二・二七〇	二・三三〇
自大正八年九月九日	三・九五〇	三・五七〇	三・二六〇	三・〇〇〇	二・七八〇	二・六一〇	二・五三〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・八四〇	二・九一〇	二・九八〇	二・八五〇	二・七〇〇	二・三三〇	二・二七〇	二・三〇〇	二・二七〇	二・三三〇

第二款 生産費調査

一 生産費調査

鹽賠償價格調査ニハ鹽生産費ノ調査ヲ要ス其ノ調査ハ專賣事業上必要ニシテ又極メテ煩瑣ナルヲ以テ調査手續ヲ定メ之ヲ統一スルト同時ニ遺算ナカラムコトヲ期セリ

鹽ノ賠償價格ハ毎年十二月ニ於テ翌年分適用スヘキ價格ヲ定メ公示スルコトト爲セルヲ以テ毎年十月末ニ至ル前一箇年ヲ調査年度ト爲シ指定調査地ニ於テ生産力並生産費ノ實蹟調査ヲ爲セリ鹽田製鹽ニ依ル鹽生産力及生産費調査手續是ナリ

鹽生産費調査手續
大正十二年十月
甲第一四五〇號達

第一通則

第一條 鹽生產力及生産費ハ左記地方ニ於テ鹽田ニ依ル製鹽ニ對シ前年十一月一日ヨリ其ノ年十月末日迄ノ實績ヲ調査シ其ノ年十一月二十日迄ニ本局ヘ到達ノ見込ヲ以テ報告スルモノトス

支局名	調査地	名
神戸	鹽屋、大鹽、白濱及八木	
岡	味野、鹿忍、山田、宇野、寄島	
廣	向島、松永、瀬戸田及北生口、竹原及早田原、東伯方	
三田	中關、小松志佐、平生、下松及末武南、秋穂、玉司	
阪	阪出、瀧元及牟禮、高松及東濱、林田、宇多津、詫間、多喜濱、波止濱	
徳	齋津、撫養、鳴戸及瀬戸	
福	高田及和間、姫島、小波瀬	
名	鹽津、吉田	
浅	行徳及船橋	
仙	渡波	
金	直、大谷	
鹿	垂水、帖佐、那覇及美里	
兒		
島		

第三條 調査鹽田ハ支局直轄又ハ出張所(派出所)毎ニ第一號様式ニ依リ調査地選定表ヲ調製シテ各鹽田ノ生産力及收入ヲ比較シ其ノ中庸ヲ得タルモノヲ選定スルモノトス但シ生産力及收入ニ於テ中庸ヲ得ルモ業務經營ノ巧拙ニ依リ其ノ生産費ニシテ特別ニ過大又ハ過小ナリト認ムヘキモノ、調査上信憑シ難シト認ムヘキモノ、一戸前ノ段別過大ナルカ又ハ過小ナルモノ、製鹽品質又

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

ハ小作料カ其ノ土地ニ於ケル普通ノモノニ比シ著シク相違アルモノ、其ノ他特殊ノ事情ニ依リ他トノ比較上不權衡ト認ムヘキモノハ選定セサルモノトス

第三條 前條ニ依リ指定地域内ニ於テ悉ク生産力及收入ノ中庸ヲ得タルモノヲ選定シ難キトキハ鹽生産費調査地選定表備考ニ但書ニ依ルモノヲ除キタル全區域内ノ前年實蹟ノ平均ニ比シ其ノ較差一割以内ノモノニ付指定地域内ニ於テ選定スルモノトス但シ生産力及收入ヲ通シ其ノ較差一割以内ノモノヲ得難キトキハ收入一割以内ノモノニ付選定スルモ妨ナシ

第四條 前條ニ依ルモノ指定地域内ニ於テ適當ノ調査地ヲ得ルコト能ハサルトキハ可成指定地域ニ接近セル地方ニ於テ選定シ其ノ事由ヲ具シ申報スルモノトス

第五條 調査地ハ調査指定地毎ニ自作及小作ニ付各二箇所ヲ選定スルモノトス但シ一區域内ニ二箇所以上ノ指定地アル地方ニ於テハ各指定地ヲ通シ一指定地ト看做シ本文ニ依リ選定スルモノトス

第六條 自作又ハ小作ノ一方カ僅少ニシテ其ノ區域内ノ鹽田總段別ニ比シ一割ニ充タサルトキハ其ノ一方ヲ省略スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二條ニ依リ調査報告スヘキ鹽生産費調査地選定表ニ其ノ旨記載スルモノトス

第七條 調査地選定後鹽田段別ニ異動ヲ生シタルトキ、自小作業態ニ變更アリタルトキ及天災其ノ他ノ事故ニ依リ調査地トシテ不適當ト認ムルニ至リタルモノアルトキハ更ニ選定ノ上申報スルモノトス

第八條 持越鹹水ハ前年度ヨリノ持越量ト翌年度ヘノ持越量トノ差額ニ對シ收支ノ計算ヲ爲スモノトス

第九條 鹹水ヲ移出シ又ハ容器ノ損傷等ニ依リ亡失シタルモノアルトキハ其ノ鹹水ハ製鹽セラレタルモノトシ、納付前損害ヲ蒙リタル鹽及翌年度ヘ持越スヘキ未納付鹽ハ納付セラレタルモノトシ、收支ノ計算ニ算入シタル鹹水ニ依リ製造シタル鹽及前年度ヨリ持越ニ係ル未納付鹽ハ收支ノ計算ニ算入セサルモノトス

第十條 鹽土ヨリ採取シタル鹹水ニ依リ製造シタル鹽ハ其ノ原料カ當該鹽田ノ生産ニ係ルモノニ限り收支ノ計算ニ算入スルモノトス但シ其ノ原料カ數年ニ渉ル生産ニ係ルモノナルトキハ其ノ一箇年分ノミニ付計算スルモノトス

第十一條 自家用鹽ハ生産力中ニ包含セシメ且收入中ニ見積ルヘキハ勿論ナルモ之ニ對スル包裝及納付費ハ見積ルニ及ハサルモノトス

第十二條 石釜築造等ニ使用スル鹽カ當該鹽田ニ於テ製造セラレタルモノナルトキハ收支ノ計算ニ算入セサルモノトス但シ他ヨリ移入シタルモノナルトキハ其ノ代價ニ相當スル金額ヲ相當費用中ニ算入シ備考ニ其ノ旨ヲ附記スルモノトス

第十三條 生産力又ハ生産費ニシテ地方ノ情況ニ依リ又ハ特殊ノ事情ニ依リ其ノ管内ニ於テ著シク相違アリ又ハ他地方ニ比シ著シク相違アリト認ムル場合ハ一々其ノ事由ヲ調査書中相當ノ座ニ於テ説明スルモノトス

第十四條 調査地ニ於テ固形苦汁其ノ他副産物ノ製造ヲ爲スモノアルトキハ之カ收支ニ關シテハ別ニ計算書ヲ作り鹽生産費調査書ニ添附スルモノトス

第十五條 調査地トシテ選定シタル鹽田ニハ比重計ヲ設備セシメ常ニ鹹水ノ比重ヲ觀測シ之カ正確ヲ期スルモノトス

第十六條 調査事項中計數ニ係ルモノハ其ノ算出ノ基礎ヲ詳細掲上シ事項複雑ニ涉ルモノハ別ニ内譯表ヲ調製シ一々當該調査事項ノ末尾ニ添附スルモノトス

第十七條 鹽生産費調査ニ關シテハ第一號様式ニ依ル調査地選定表ノ外第二號様式ニ依リ自作小作別製造高表ヲ、第三號様式ニ依リ鹽百斤當生産費及收入調査表ヲ、第四號様式ニ依リ鹽田一段當平年産額調ヲ調製シ第一號表ハ二月末日、第二號表ハ十一月二十日、第三號表ハ十一月末日、第四號表ハ十一月十五日迄ニ必本局到達ノ見込ヲ以テ提出スルモノトス但シ鹽生産費調査ノ指定ナキ地方ニ在リテハ第四號様式ニ依リ鹽田一段當平年産額調ニ限り指定ノ期限迄ニ調査提出スルモノトス

第二 生産力

第十八條 採取鹹水量、採鹹日數、煎熬鹹水量、煎熬日數、製鹽量及其ノ等級ハ當該調査年度中ニ於ケル實蹟ヲ調査掲上スルモノトス但シ其ノ製鹽量及等級ハ納付及指定引渡ニ係ルモノト自家用ニ供シタルモノトニ依ル

第十九條 持越及移出入鹹水ニ對スル製鹽量及其ノ等級別割合ハ當該調査年度中ニ於ケル煎熬鹹水量ニ對スル製鹽量及其ノ等級別實蹟歩合ヲ標準トシテ之ヲ定メ前年度ヨリ持越多キトキ及移入ニ係ルトキハ其ノ年製鹽量ヨリ控除シ翌年度ヘノ持越多キトキ及移出ニ係ルトキハ其ノ年製鹽量ニ加算スルモノトス但シ控除シタルトキハ其ノ製鹽量ハ之ヲ當該欄左傍ヘ外書朱記シ加算シタルトキハ内書朱記スルモノトス

第二十條 前條持越鹹水ニ對スル製鹽量ニシテ其ノ實蹟明ナルトキハ其ノ實蹟ニ依ルモノトス

第二十一條 前年度ヨリ持越ニ係ル未納付鹽ハ其ノ年度内ニ於ケル納付ノ實蹟ヲ調査シ其ノ年度製鹽量ヨリ控除スルモノトス但シ其ノ實蹟明ナラサルトキハ其ノ年度内ニ於ケル焚上鹽量ニ對スル納付鹽ノ割合ヲ標準トシテ之ヲ定ムルモ妨ナシ

第二十二條 翌年度ヘ持越スヘキ未納付鹽ハ其ノ年度内ニ於ケル納付鹽ノ等級別實蹟歩合ヲ標準トシテ其ノ等級別數量ヲ定メ其ノ年度製鹽量ニ加算スルモノトス但シ調査書作成迄ニ納付ヲ了スル等其ノ等級別數量明ナルトキハ其ノ實蹟ニ依ルモノトス

第二十三條 持越鹹砂ニ對スル鹹水量ハ當該年度中ニ於ケル實蹟歩合ヲ標準トシテ之ヲ定メ前年度ヨリ持越ニ係ルモノハ前年度ヨリノ持越鹹水量ヘ、翌年度ヘ持越スヘキモノハ翌年度ヘ持越スヘキ鹹水量ヘ加算シ第十九條ニ依リ其ノ年製鹽量ヲ計算スルモノトス但シ持越鹹砂ニ對スル鹹水ノ採收實蹟明ナルトキハ其ノ實蹟ニ依ル

第二十四條 納付前損害ヲ受ケタル鹽ハ製造人ノ申告書、官吏ノ調査書類等ニ依リ數量及等級等ヲ定メ其ノ年製鹽量ニ加算シ且其

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

ノ等級別數量及事由ヲ備考ニ附記スルモノトス

第三 收入

第二十五條 收入金ハ鹽代金、包裝代金、副産物及雜收入ニ區分調査シ合算シテ定ムルモノトス但シ鹽ニ在リテハ散鹽ノ賠償價格ヲ各等級別數量ニ、包裝ニ在リテハ鹽賠償價格中ニ包含セル包裝價格ヲ包裝各種類毎ノ數量ニ乘シテ之ヲ定メ、副産物及雜收入ニ在リテハ前年度ヨリ持越ニ係ルモノト翌年度ヘ持越スヘキモノト其ノ數量及價額ニ於テ相殺セラルヘキモノト認メラルル場合ハ其ノ調査年度内ニ於ケル實際ノ賣上代金及數量ノミニ付調査掲上スルモ妨ナシ

第二十六條 前條鹽代金及包裝代金ハ調査當時ノ賠償價格ニ依ルモノトス

第二十七條 收入中ニ損害鹽ヲ算入シタルトキハ其ノ數量及金額ハ當該欄左傍ヘ内書朱記シ其ノ旨備考ニ附記スルモノトス

第四 鹽生産費

第二十八條 鹽生産費ハ左ノ區分ニ依リ當該年度中ニ於ケル費用ノ實蹟ヲ調査スルモノトス但シ各號ノ費用中全ク之ヲ要セサルモノ若ハ他ニ類例ナキ費用ヲ要スルモノアルトキハ相當費目中ニ掲上シ一々其ノ事由ヲ備考ニ附記スルモノトス

一 鹽田、釜屋、器具器械等ニ屬スル費用

(甲) 採鹹ニ屬スルモノ

器具器械ノ新調、修繕費

鹹水溜ノ修繕費

鹽田ノ修繕費

建設物ノ新營、修繕費

(乙) 煎熬ニ屬スルモノ

器具器械ノ新調、修繕費

鐵釜、石釜、溫目釜ノ新調、修繕費

建設物ノ新營、修繕費

二 燃料

三 勞銀

(乙)(甲) 採鹹ニ屬スルモノ

煎熬ニ屬スルモノ

四 公課、組合費

五 地代

六 資本利子

(甲) 固定資本利子

(乙) 運轉資本利子

七 雜費

八 納付費

九 包裝費

第二十九條 前條各號ノ費用中年額ニ依リ定メラレ前後兩年ニ跨リ其ノ年額又ハ換算價格ヲ異ニスルモノアルトキハ月割又ハ日割計算ニ依リ適宜其ノ年度ニ屬スヘキ費額ヲ定ムルモノトス但シ各年ノ定額及其ノ算出方等ハ一々各號費用ノ末尾ニ附記スルモノトス

第三十條 持越鹹砂ヲ鹹水ト爲スニ要スル費用ハ其ノ年度中ニ於ケル實蹟ヲ參酌シテ適宜之ヲ定メ前年度ヨリノ持越多キトキハ其ノ年採鹹費ヨリ之ヲ控除シ翌年度ヘノ持越多キトキハ其ノ年採鹹費ヘ加算スルモノトス但シ其ノ計算ノ基礎ハ當該表末ニ詳記スルモノトス

第三十一條 公課及組合員、地代、資本利子、雜費等モ之ヲ採鹹煎熬ニ區分シ計算スルモノトス但シ公課及組合費、地代(自作ノ場合ハ鹽田時價)ニシテ採鹹煎熬ニ區分シ難キモノハ採鹹ト煎熬トノ各所屬土地使用面積ニ依リテ之ヲ按分シ資本利子ハ其ノ資本ノ採鹹煎熬所屬ノ分界ニ依リ各別ニ計算シ器具器械費又ハ雜費ノ内採鹹煎熬兩者ニ兼用セラルルモノハ其ノ主ナル一方ヘ區分合算シ區分シ難キモノ及組合費カ製鹽量又ハ石炭ノ買入若ハ其ノ使用量ヲ標準トシテ課セラルルトキハ其ノ費用ヲ折半シテ雙方ヘ算入スルモノトス

第三十二條 鹹水溜ニ屬スルモノ及「メートル」等ノ費用ハ採鹹費中ニ編入シ納付費、包裝費ハ煎熬費ト看做スモノトス

第三十三條 勞銀中年ノ豐凶又ハ產額ノ増減ニ依リ其ノ支給額ニ増減ナキ期雇給ト其ノ他ノモノトハ之ヲ區分シ其ノ各總支給額ヲ當該費用調査ノ末尾ニ附記スルモノトス

第三十四條 組合費其ノ他ノ費用ニシテ前條ニ準スヘキモノアルトキハ適宜其ノ支出額ヲ區分シ前條ニ準シ各號費用ノ末尾ニ附記スルモノトス

第三十五條 持越及移出入鹹水ニ對シテハ其ノ年ニ於ケル煎熬鹹水量ニ對スル煎熬各費目毎ノ所要費ヲ標準トシテ其ノ煎熬費ヲ

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

定メ前年ヨリ持越多キトキ及移入ニ係ルトキハ其ノ年支出額ヨリ控除シ翌年度ヘノ持越多キトキ及移出ニ係ルトキハ支出額ニ加算スルモノトス但シ前年ノ内前年ノ器具器械費及其ノ修繕費ニ對スル運轉資本利子、公課、固定資本利子、年ノ豊凶ニ依リ増減ナキ前年ノ銀並製鹽量ヲ標準トセサル組合費及地代ニ對シテハ計算ヲ要セス

第三十六條 地代又ハ組合費カ製鹽量又ハ石炭ノ買入若ハ使用量ヲ標準トシテ課セラルトキハ前年持越鹹水差額ヨリ生スヘキ製鹽量ニ對スル採鹹所要額ヲ計算シ前年度ヨリノ持越多キトキハ之ヲ控除シ翌年度ヘノ持越多キトキハ加算スルモノトス

第三十七條 沼井修繕竝ニ石釜、鹽田建設物等ノ新調及其ノ修繕等ニ要スル費用ノ如キ人夫賃、材料、其ノ他各種ノモノニ依リ形成セラルルモノハ其ノ費用ヲ一々區分シ内譯表ヲ當該調査事項ノ末尾ニ附スルモノトス

第三十八條 器具器械ノ保存年限ヲ認ムル限度ハ一時ノ修繕費カ其ノ價格ノ三分ノ二以上ヲ要スルニアラサレハ其ノ效用ヲ爲サル限度ニ達シタル時ヲ以テスルモノトス

第三十九條 器具器械ノ借賃ハ自作ノ場合ハ一箇年當新調費ニ、小作ノ場合ハ小作料以外ニ賃借料ヲ仕拂ヒ又ハ地主以外ヨリ賃借スルモノナルトキハ一箇年當新調費ニ、小作料中ニ包含セラレアルトキハ地代組合費ノ座小作契約上其ノ他ノ負擔額中ニ、又賃借料ヲ仕拂ヒ、又ハ賃借料カ小作料中ニ包含セラレ、若ハ鹽田創設ト共ニ地主新調シテ鹽田ニ附屬セシメ、小作人ニ於テ補足及修繕費ノ全部ヲ負擔シ小作契約満了ノ際地主ニ返還スルモノハ保存年限ヲ以テ一箇年ノ割當額ヲ定メ補足費トシテ新調費欄ニ掲タルモノトス但シ其ノ器具器械ハ固定資本ニ算入セサルモノトス

第四十條 鹽田創設ト共ニ地主ニ於テ新調シ鹽田ニ附屬セシメ小作人ニ於テ補足及修繕費ヲ負擔シ來リタル沿革アルモ時代ノ經過ト共ニ小作人ニ於テハ實際使用ニ堪ヘサル器具器械ノミヲ地主ニ返還セルモノハ其ノ器具器械ハ小作人ノ所有物ニ準シテ調査スルモ妨ナシ

第四十一條 保存年限一箇年以内ノ器具器械ニ對スル固定資本ハ保存月數ヲ以テ一箇年ノ月數ヲ除シ得タルモノ即一箇年間ノ取替回數ヲ以テ總價額ヲ除シ得タルモノニ依ルモノトス

第四十二條 鹽業組合若ハ之ニ類似ノ機關ニ依リ納付、包裝買入、燃料買入等ニ要スル費用ヲ支出スルモノアルトキハ其ノ費用ハ組合費中ヨリ分割シテ相當費用中ニ算入スルモノトス但シ其ノ金額及區分等ハ詳細備考ニ附記スルヲ要ス

第四十三條 鹽生產費調査書ハ第五號様式ニ依リ調製スルモノトス

第一號様式(用紙美濃形)

大正 年 月

日提出

何專賣支局長 圖

大正何年分鹽生產費調査地選定表

直轄(何出張所)「何派出所」分「其ノ一(自作)」「其ノ二(小作)」

區域ノ平均	計	前年實績		調査前三箇年ノ平均實績						前年實績ヨリ觀タル上		調査前三箇年ノ平均實績ヨリ觀タル上		以上ノ事實業ヲ陳述シタル者ノ選定		備考																					
		採	製一段	採一段	製一段	採一段	製一段	採一段	製一段	採一段	製一段	採一段	製一段	採一段	製一段		採一段	製一段																			
																			量	量	量	量	量	量	量	量	量	量	量	量	量						
		合	合	斤	斤	厘	厘	合	合	斤	斤	厘	厘	合	合	斤	斤	厘	厘	合	合	斤	斤	厘	厘	合	合	斤	斤	厘	厘	合	合	斤	斤	厘	厘

調査例

一 本調査ハ直轄及各出張所(各派出所)別トシ自作小作別ニ全部ノ鹽田ニ就キ各鹽田別ニ調査揚上スルモノトス但シ鹽田以外ノ製鹽ニ係ルモノヲ除クハ勿論鹽田製鹽ニ依ルモノト雖開墾成功後日尙淺キモノ、採鹹時期ノ全部又ハ二時休業セルモノ、其ノ他特殊ノ事情ニ依リ其ノ産額方他トノ比較上不權衡ナルモノハ除外スルモノトス

二 十州地方及十州地方ト狀況ヲ同フセル地方ニ在リテハ前項但書ノ外揚濱及小濱(百姓濱)ハ除外スルモノトス

三 前各項及第六條ニ依リ除外シタルモノアルトキハ其ノ製造場數、人員、段別ヲ除外シタル事由ノ異ル毎ニ内譯ヲ爲シ表

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

二末ニ附記スルモノトス
 四 自作小作ノ區別ハ調査當時ノ現況ヲ基礎トシテ之ヲ定メ廻リ區分調査スルモノトス
 五 鹽田ニ特殊ノ名稱ナキ地方ニ在リテハ當該欄ニハ地番又ハ製造者ノ氏名ヲ掲クルモノトス
 六 本調査中製造場數及段別ハ前年十月一日現在ニ、製鹽量ハ其ノ製造年月日ノ如何ニ拘ラス毎年一月ヨリ十二月末日迄一ノ納付、指定引渡及自家用鹽ノ合計ニ、採鹽量ハ其ノ期間内ニ於ケル採取實蹟ニ、收入ハ右製鹽量ニ調査當時ノ散鹽ノ賠償價格ヲ各等級別ニ乗シタル合計ニ依ルモノトス但シ十月一日現在段別、製造場數及人員等ハ備考ニ附記スルモノトス
 七 區域内ノ平均ハ採鹽地段別ハ鹽田ノ總箇所數ヲ以テ合計段別ヲ、一段當採鹽量、一段當製鹽量、一段當收入等ハ採鹽地段別別ヲ以テ各其ノ計ヲ除シタル平均ヲ掲クルモノトス
 八 選定標準ニ合格シタル鹽田ニ對シテハ中庸鹽田欄ニ合格ト記入シ、調査地トシテ選定シタルトキハ選定鹽田欄ニ選定ト記入シ、選定鹽田カ前年調査地ト同一ナルトキハ之ニ〇印ヲ冠ラシムルモノトス
 九 合格鹽田ノ採鹽量、製鹽量及收入ノ一段步當平均ハ之ヲ表末區域内ノ平均ト比較シテ較差ノ步合ヲ求メ合格鹽田當該欄左傍ニ附記スルモノトス但シ其ノ較差カ區域内ノ平均ニ比シ減少ノ場合ニハ朱記スルモノトス
 十 調査地二箇所以上ノ指定アルモノ例ハ白濱及八木ト指定アルモノノ如キハ白濱及八木二箇所ヲ通シテ自作小作各二箇鹽田ヲ選定スルモノトス
 第二號様式(用紙美濃形)

大正 年 月 日提出
 何專賣支局長 印
 大正何年度分自作小作別製鹽造高表
 (其ノ一自作)
 (其ノ二小作)

直轄又ハ出張所(派出所)名	區	域	内	ノ	實	蹟	調査地ノ		一段當鹽量比較	備	考			
							均製鹽量	均製鹽量						
直轄	人	員	場	數	段	別	製	鹽	量	均製鹽量	均製鹽量	增△減	同上步合	分厘
何出張所	人						斤	斤	斤	斤	斤	斤	分厘	
何派出所														

計									

調査例

- 一 本調査ハ直轄及各出張所(各派出所)毎ニ自作小作別ニ賠償價格ノ異ル毎ニ別表ニ調製シ區域内全部ノ鹽田ヲ總括シテ調査揚上スルモノトス但シ第一號様式調査例一、但書及調査例二、ニ該當スルモノハ除外スルモノトス
- 二 前項ニ依リ除外シタルモノアルトキハ鹽田製鹽ト其ノ他ノ製鹽トニ區別シ直轄及各出張所(各派出所)別ニ其ノ製鹽場、製鹽量(鹽田製鹽ニ係ルモノハ其ノ段別)及除外シタル事由ヲ備考ニ記載スルモノトス
- 三 本調査中人員、場數、段別ハ其ノ年十月末日現在ニ依リ製鹽量ハ前年十一月一日ヨリ其ノ年十月末日迄ノ納付、指定引渡及自家用鹽ノ實蹟ニ對シ持越未納付鹽及持越鹹水ノ差額ニ對スル製鹽量ヲ加減シタル其ノ年實際ノ生産量ヲ掲クルモノトス
- 四 前項持越未納付鹽ハ區域内ニ於ケル納付歩留リノ實蹟割合ヲ標準トシ持越鹹水差額ハ區域内ニ於ケル煎熬鹹水ニ對スル納付鹽ノ實蹟歩合ヲ標準トシテ納付鹽ニ換算スルモノトス但シ地方ニ依リ其ノ實蹟ニ依リ難キ事情アルトキハ調査鹽田ノ平均歩合ヲ標準トシ若シ調査鹽田ナキ地方ニ在リテハ適宜ノ方法ニ依ルモ妨ナシ
- 五 前二項計算ノ根據ハ備考トシテ詳細附記スルモノトス
- 六 調査地ノ一段當平均製鹽量欄以下ハ其ノ年ニ於テ生産費調査ヲ爲シタル調査地其ノモノノ調査ノ實蹟及其ノ實蹟ト區域内ノ實蹟トノ關係等ニ付調査揚上スルモノトス但シ調査地二箇所以上アルトキハ當該欄ニ割書シ各別ニ比較スルモノトス
- 七 前項調査地名ハ備考ニ附記スルモノトス
- 八 調査地ノ一段當製鹽量カ其ノ區域内ノ一段當製鹽ニ比シテ少額ナルトキハ其ノ差額及歩合ハ朱記スルモノトス

第三號様式(用紙美濃形)

大正何年度分第何區賠償區域所屬百斤當生產費及收入調查表

何專賣支局長 團

(△印ハ朱書)

何出張所	直轄				直轄又ハ出張所(派)	
	製鹽乗シ量	自作	製鹽乗シ量	自作	製鹽乗シ量	自作又ハ小作
	000,000,000	000,000,000	000,000,000	000,000,000	000,000,000	000,000,000
△ 11.273.900	△ 11.273.900	△ 15.662.100	△ 3.243.600	△ 3.243.600	△ 6.113.000	何年度
11.273.900	11.273.900	15.662.100	3.243.600	3.243.600	6.113.000	製鹽量
△ 6.703.400	△ 6.703.400	△ 5.527.800	△ 2.264.400	△ 2.264.400	△ 2.264.400	採掘
6.703.400	6.703.400	5.527.800	2.264.400	2.264.400	2.264.400	器具器械費
71.909.200	71.909.200	79.846.000	17.442.000	17.442.000	17.442.000	薪炭費
△ 9.445.700	△ 9.445.700	88.137.700	14.014.800	14.014.800	14.014.800	勞務
80.440.800	80.440.800	37.773.300	7.056.000	7.056.000	7.056.000	採掘
20.414.900	20.414.900	—	△ 2.142.000	△ 2.142.000	△ 2.142.000	煎熬
△ 7.922.200	△ 7.922.200	—	2.203.200	2.203.200	2.203.200	費組合
7.322.200	7.322.200	△ 55.585.100	—	—	—	公課
—	—	56.199.300	—	—	—	地代
△ 39.306.300	△ 39.306.300	△ 1.228.400	△ 11.199.600	△ 11.199.600	△ 11.199.600	固定
39.306.300	39.306.300	5.228.400	11.199.600	11.199.600	11.199.600	資本利子
△ 304.700	△ 304.700	△ 307.100	△ 61.200	△ 61.200	△ 61.200	運轉
4.570.500	4.570.500	5.527.800	1.101.600	1.101.600	1.101.600	雜費
△ 1.523.500	△ 1.523.500	△ 1.228.400	△ 306.000	△ 306.000	△ 306.000	費納付
6.703.400	6.703.400	11.055.600	2.754.000	2.754.000	2.754.000	小計
△ 7.312.800	△ 7.312.800	7.062.300	1.407.600	1.407.600	1.407.600	包裝
76.479.700	76.479.700	△ 79.538.900	△ 19.216.800	△ 19.216.800	△ 19.216.800	合計
256.557.400	256.557.400	308,021.300	62.668.800	62.668.800	62.668.800	收入
45.705.000	45.705.000	50.978.600	9.914.400	9.914.400	9.914.400	損益
302.262.400	302.262.400	358.993.900	72.583.200	72.583.200	72.583.200	
327.247.800	327.247.800	397,080.300	79.804.800	79.804.800	79.804.800	
24.985.400	24.985.400	38.080.400	7.221.600	7.221.600	7.221.600	

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

自作計	何派出所		自作	何派出所	
	製鹽量 ノタルモシ	小作		製鹽量 ノタルモシ	小作
百斤當	六三〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇
△ 16,538.700	△ 1,809.000	△ 1,809.000	△ 2,021.200	△ 2,346.700	△ 2,346.700
△ 16,538.700	△ 1,809.000	△ 1,809.000	△ 2,021.200	△ 2,346.700	△ 2,346.700
△ 11,184.600	△ 1,386.900	△ 1,386.900	△ 2,216.800	△ 1,362.600	△ 1,362.600
△ 11,184.600	△ 1,386.900	△ 1,386.900	△ 2,216.800	△ 1,362.600	△ 1,362.600
△ 104,216.800	△ 12,783.600	△ 12,783.600	△ 14,865.600	△ 18,319.400	△ 18,319.400
△ 9,576.100	△ 120.600	△ 120.600	△ 130.400	△ 2,422.400	△ 2,422.400
△ 108,930.000	△ 14,291.100	△ 14,291.100	△ 14,474.400	△ 20,741.800	△ 20,741.800
△ 65.200	△ 60.300	△ 60.300	△ 65.200	△ 5,299.000	△ 5,299.000
△ 32,212.500	△ 4,100.400	△ 4,100.400	△ 4,759.600	△ 2,412.400	△ 2,412.400
△ 12,476.600	—	—	△ 2,412.400	—	—
△ 12,537.800	—	—	△ 2,412.400	—	—
—	△ 15,376.500	△ 15,376.500	—	△ 984.100	△ 984.100
—	△ 15,376.500	△ 15,376.500	—	△ 9,235.400	△ 9,235.400
△ 58,395.100	△ 422.100	△ 422.100	△ 7,889.200	△ 75.700	△ 75.700
△ 58,395.100	△ 422.100	△ 422.100	△ 7,889.200	△ 75.700	△ 75.700
△ 431.100	△ 60.300	△ 60.300	△ 65.200	△ 75.700	△ 75.700
△ 6,650.100	△ 904.500	△ 904.500	△ 978.000	△ 1,135.500	△ 1,135.500
△ 1,959.900	△ 361.800	△ 361.800	△ 130.400	△ 454.200	△ 454.200
△ 11,283.000	△ 1,869.300	△ 1,869.300	△ 1,825.600	△ 1,816.800	△ 1,816.800
△ 10,220.000	△ 1,386.900	△ 1,386.900	△ 1,499.900	△ 1,741.100	△ 1,741.100
△ 110,627.300	△ 19,597.500	△ 19,597.500	△ 14,930.800	△ 7,721.400	△ 7,721.400
△ 372,168.600	△ 54,330.300	△ 54,330.300	△ 52,942.400	△ 62,074.000	△ 62,074.000
△ 66,247.000	△ 10,612.800	△ 10,612.800	△ 10,627.600	△ 10,900.800	△ 10,900.800
△ 438,415.600	△ 64,943.100	△ 64,943.100	△ 63,570.000	△ 72,974.800	△ 72,974.800
△ 478,120.600	△ 66,571.200	△ 66,571.200	△ 71,068.000	△ 81,926.100	△ 81,926.100
△ 39,705.000	△ 1,628.100	△ 1,628.100	△ 7,498.000	△ 8,251.300	△ 8,251.300

所轄計

平均百斤當	合計		小作計	
	八七、〇〇〇、〇〇〇	百斤當	四四、〇〇〇、〇〇〇	百斤當
△	36.356.500	△	19.817.800	
四二	36.356.500	四五	19.817.800	
△	19.461.900	△	8.277.300	
三三	19.461.900	一九	8.277.300	
二六	215.165.800	二四〇	△110.949.000	
△	12.119.100	△	2.543.000	
二六	232.100.600	二七六	123.170.600	
△	125.500	△	60.300	
△	79.385.200	一六	47.172.700	
△	12.476.600	—	—	
△	12.537.800	△	71.945.700	
△	71.945.700	△	80.811.200	
△	80.811.200	△	1.726.200	
△	60.121.300	△	1.726.200	
△	60.121.300	△	443.100	
△	874.200	△	7.567.800	
△	14.217.900	△	2.044.400	
△	4.004.300	△	14.741.700	
△	26.024.700	△	10.191.300	
△	20.411.300	△	△106.857.800	
△	△217.486.100	△	424.425.600	
△	796.594.200	△	72.492.200	
△	138.739.200	△	496.917.800	
△	935.333.400	△	544.877.600	
△	1.022.998.200	△	47.959.800	
△	87.664.800	△		

調査例

- 一 本調査ハ鹽生産費ノ調査ヲ爲シタル直轄及各出張所(各派出所)ニ對シ賠償區域ノ異ル毎ニ別表ニ調製スルモノトス
- 二 何年度製鹽量欄ニハ第二號表ノ區域内ノ實蹟製鹽量ヲ自作小作ノ區分ニリ依式ノ如ク記載スルモノトス但シ其ノ數量ハ計算上ノ煩ヲ避クル爲千位ノ數ニ於テ四捨五入シ萬位ニ止ムルモノトス
- 三 生産費、收入、損益欄ニハ實際調査シタル鹽田ノ百斤當各費目別生産費、收入及其ノ損益ノ實蹟ヲ掲上スルモノトス但シ自作小作各二箇所以上ノ調査ヲ爲シタルトキハ其ノ平均ヲ掲クルモノトス
- 四 前項各費目別生産費、收入及損益ハ之ヲ第二項ノ製鹽量ニ各別ニ乘シテ其ノ總額ヲ算出シ製鹽量ニ乘シタルモノノ欄内ニ式ノ如ク記入シ更ニ其ノ總額ハ之ヲ直轄各出張所(各派出所)ヲ通シテ自作小作別ニ積算シタル總額ト其ノ自作小作別總額ヲ積算シタル所轄合計ヲ表末ニ掲上スルモノトス
- 五 前項自作小作別ニ積算シタルモノト、更ニ之ヲ合算シタルモノトノ所轄計ニ對シテハ其ノ總製鹽量ヲ以テ各費目別生産費、收入及損益ヲ各別ニ除シ其ノ百斤當ヲ例示ノ如ク算出掲上スルモノトス
- 六 自作又ハ小作鹽田ノミニ付生産費ノ調査ヲ爲ス地方ニ在リテハ其ノ調査アル自作又ハ小作鹽田ニ付テノミニ記載スルモノトス

七 各費目中年ノ豊凶ニ依リ増減ナキ費用ニ對シテハ第三項乃至第五項ノ調査方ニ依リテ計算シ當該欄（例示ノ如ク朱記）掲上スルモノトス

第四號様式(用紙美濃形)

大正 年 月 日提出

鹽田一段當年產額調

何專賣支局長 團

何年 度	鹽田 段別	十月一日現在		一段當平 均產額	調査例ニ依リ除外シタルモノ		備考
		產 額	斤 步		段 別	產 額	
、	、						
、	、						
、	、						
、	、						
、	、						
、	、						
、	、						
、	、						
、	、						

調査例

- 一 本調査ハ直轄、各出張所(各派出所)別ニ調査スルノ外之ヲ總括シタル所轄計ヲ調査シ各別表ニ調製スルモノトス
- 二 同一局所區域内ト雖鹽賠償價格ノ異ル地方アルトキハ其ノ異ル毎ニ所轄計、直轄及各出張所(各派出所)別ニ別紙ニ調製スルモノトス

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

三 第一號様式調査例一但書及二ニ該當スル鹽田竝製鹽ヲ禁止セラレタル關係鹽田ニ既往ニ遡リ除外スルモノトス
 四 前項ニ依リ除外シタル鹽田ノ内一箇年ヲ通シ至ク製鹽ヲ爲ササルモノアルトキハ其ノ段別ハ當該欄左傍ニ外書スルモノトス

五 産額ハ各年度トモ前年十一月一日ヨリ其ノ年十月末日迄ノ納付指定引渡及自家用鹽ノ合計ニ依リモノトス

六 本調査ハ鹽生産費調査當該年度ヨリ遡リ既往七箇年間ニ於ケル事蹟ニ就キ調査スルモノトス (例ハ大正二年度調査ノ際ニ於テハ大正二年度ヨリ遡リ明治四十年度迄七箇年ニ涉リ調査スルカ如シ)

七 一段當平均産額ハ十月一日現在鹽田段別ヲ以テ産額ヲ除シタル一段當平均量ヲ掲記スルモノトス

八 最高最低二箇年ヲ除キタル五箇年平均ハ七箇年ノ内前項一段當平均産額ノ最多ナルモノト最少ナルモノト二箇年分ヲ除外シタル爾餘五箇年分ノ段別ト産額トヲ各合算シ其ノ合計段別ヲ以テ合計産額ヲ除シタル一段當平均産額ヲ記載スルモノトス但シ右合計段別及産額ハ各當該欄ニ掲上スルモノトス

九 前項ニ依リ除外シタル調査年度ノ項ハ全部朱記スルモノトス

十 本表産額ハ各表トモ各等級別ニ内譯調査シ各表毎ニ別表トシ尙各等級歩合ヲ當該欄左傍ヘ朱記シ本表ニ添附スルモノトス

第五號様式(用紙半紙形)

大正	年	月	調	何縣郡町(村)何濱(何番濱)字番地	名
大正	年度鹽生産費調査書	製鹽業者	氏	(表紙)	
	自作(小作)	何專賣支局(何出張所)(何派出所分)			

備考

一 各調査鹽田毎ニ表紙ヲ附シ別冊ニ編綴スルモノトス
 二 自作小作ノ區分ハ朱記スルモノトス

第一收支計算表

收	區	分	總金額		鹽百斤當		備考
			入	厘	厘	厘	

備考

一 損失ニ係ルトキハ其ノ金額及歩合ハ朱書スルモノトス
 第二 生産ノ力

煎 熬 日 數	採 藏 日 數	翌年度へ持越鹹水量	鹹 水 缺 減 量	煎 熬 鹹 水 量	採 收 鹹 水 量	前年度ヨリ持越鹹水量	採 藏 地 段 別	區 分	數	量	割	合	備 考
外ニ準備作業 焚上惣釜數	外ニ準備作業		缺減歩合		一段歩當		入濱(揚濱) 沼井(釜取) {夫婦壹 片臺	歩					採藏地一段當 支出ニ對スル損益歩合
何釜 日 日	日 日	合	何割何分何厘	合	何斗何升何合	合							
一日當何釜數 一釜鹹水 何石何斗何升何合	日持 替持 三ツ一持				比重								
内一日未滿ノ煎熬日數 何 日	何 日 何 日 何 日				何 度								

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

製鹽等級	製鹽量		何分何厘	何分何厘	製鹽作業著手概何月中旬 終了何月下旬
	内家用鹽	斤			
三等	一段步當	斤	何斤	何斤	
五等		斤	何斤	何斤	

調査例

- 一 段別ハ採鹹地面積ノミヲ掲クルモノトス
- 二 入濱、揚濱、壑取、沓取等ノ區別ヲ備考欄ニ記載スルモノトス
- 三 採鹹日數ハ實際鹹水ヲ採取シタル日數ノミヲ掲ケ起濱、引濱等準備作業ノミニ從事シタル日數ハ之ヲ外書スルモノトス
- 四 鹹砂ノ儘貯藏シ一定量ニ達シタルトキ採鹹スル鹽田ニ在リテハ鹹砂採取ノ日數ヲ採鹹日數トシ鹹水採收ノ日數ハ左傍ニ朱記シ備考欄ニ其ノ旨記載スルモノトス
- 五 採鹹日數ハ採鹹地面ノ全部ニ二分ノ一、若ハ三分ノ一等使用區域ヲ異ニスル毎ニ區分シタル内譯日數ヲ備考欄ニ記載スルモノトス但シ地方ニ依リ又ハ或時期ニ依リ一定ノ作業區分ニ依ラサルモノアルトキハ達觀上適當ニ大體ノ區分ヲ爲シ掲上スルモノトス
- 六 採取鹹水ノ比重ハ各月ノ採鹹量ニ各月ノ平均比重ヲ乘シタルモノノ和ヲ一箇年間ノ採鹹總量ニテ除シタル平均比重ヲ掲クルモノトス
- 七 前熬日數ハ作業一日ニ充タサルモノト雖之ヲ一日トシテ計算シ備考欄ニ其ノ日數及其ノ旨ヲ記載スルモノトス
- 八 鹹水ノ缺減歩合ニシテ過大又ハ過少ナリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ調査シ説明ヲ附記スルモノトス
- 九 數量ノ單位ハ段別ハ歩位、鹹水ハ公位、鹽ハ斤位ニ止メ單位未滿ヲ四捨五入シ歩合ハ何分何厘ニ止メ厘位未滿ヲ四捨五入スルモノトス各表ノ調査亦同シ
- 十 一日當釜數ハ前熬日數ヨリ一日未滿ノ日數ヲ除キタルモノヲ以テ總焚上釜數ヨリ一日未滿ニ對スル焚上釜數ヲ除キタルモノヲ除シタル平均ヲ掲クルモノトス但シ一日未滿ノ日數ニ對スル釜數ハ備考ニ附記スルモノトス
- 十一 製鹽量欄ニハ第十九條同至第二十二條ニ依リ調査シタル其ノ年ニ於ケル實際ノ生産總量ヲ掲クルモノトス
- 十二 持越鹹砂ニ對スル鹹水量ヲ第二十三條ニ依リ加算シタルトキハ其ノ數量ハ當該欄左傍ヘ内書朱記シ尙其ノ旨備考ニ

附記スルモノトス

十三 持越未納付鹽又ハ鹹水ニ對スル納付鹽量及其ノ等級別數量又ハ包裝種類別數量ヲ其ノ年ニ於ケル實蹟歩合ヲ標準トシテ算出スル場合ハ先乘後除シテ之ヲ定ムヘシ

十四 持越ニ對スル計算ノ顛末ハ之ヲ表末ニ詳記シ其ノ計算ノ基礎及方法ヲ明ニスルヲ要ス

第三收 入

一金 一 附記スルモノトス
二 持越未納付鹽又ハ鹹水ニ對スル納付鹽量及其ノ等級別數量又ハ包裝種類別數量ヲ其ノ年ニ於ケル實蹟歩合ヲ標準トシテ算出スル場合ハ先乘後除シテ之ヲ定ムヘシ
三 持越ニ對スル計算ノ顛末ハ之ヲ表末ニ詳記シ其ノ計算ノ基礎及方法ヲ明ニスルヲ要ス

區分	鹽代							價額	備考
	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	等 外	小 計		
斤							斤		
百斤當							百斤當		
價									
額									
備									
考									
包裝代	二十斤入俵	四十斤入俵	四十斤入俵	八十斤入俵					

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

合 計	雑 收 入					副 産 物 代				
	小 計	何 々	葺 換 藥	温 水	小 計	何 々	何 々	灰	苦 汁	小 計
厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘	厘
								一貫當	一石當	

調査例

- 一 鹽代金ノ計算ハ納付都度ノ數量ニ依ラス一箇年ノ納付、指定引渡ノ總鹽量(自家用鹽ヲ含ム)ニ散鹽ノ賠償價格ヲ各等級別數量ニ乘シテ之ヲ定メ、包裝代金ハ自家用ヲ除キタル總鹽量ニ包裝種類毎ニ百斤當單價ヲ乘シタルモノヲ掲クモノトス
- 二 前項ノ計算ハ調査當時ノ賠償價格即生產費調査報告時期ニ於ケル賠償價格ニ依リ厘位切捨錢位ニ止ムルモノトス
- 三 鹽ノ數量及等級ハ製造高豪帳、檢査簿、納付書等ニ對照シテ正確ヲ期スルモノトス
- 四 持越鹹水ニ對スル鹽量又ハ未納付鹽加除ノ結果包裝規定量ニ達セサル端數ヲ生シタル場合ニ在リテモ包裝代金ハ各百斤當單價ヲ各種包裝鹽量ニ乘シテ之ヲ定ムルモノトス
- 五 散鹽納付ニ係ルモノ及自家用鹽ハ其ノ數量ヲ包裝代備考欄ニ區分掲記スルヲ要ス
- 六 温目釜、器具器械、葺替古藥、葺替古木材等ノ拂渡代金及糞尿等ノ賣上代金ハ雜收入ニ計算スルモノトス

七 固形苦汁ハ其ノ原料苦汁ノミノ價格ヲ收入トシ其ノ他ノ副産物ニ付テハ實際ノ賣上代金ヲ掲上スルモノトス但シ固形苦汁ノ原料ニ對シ其ノ地方ニ於テ適用スヘキ相場ナキトキハ其ノ附近ノモノニ標準ヲ採リ價格ヲ定ムルモノトス

第四 生産費

區分	總額		百斤		計量	百分率	備考
	採藏費	煎熬費	採藏費	煎熬費			
器具器械	厘	厘	厘	厘	厘		
燃料							
勞銀							
公課及組合費							
地代及組合費							
固定資本利子							
運轉資本利子							
雜費							
納付費							
小計							
包裝費							
合計							

調査例

一 本表ニ掲クヘキ總費額ハ持越藏水差額ニ對スル煎熬所要費及採藏所要費(地代又ハ組合費カ製鹽量ヲ標準トシテ課セラルル場合ノミニ限り適用アルモノ)ヲ各費目毎ニ加除シタル純費額ヲ掲クルモノトス但シ其ノ計算方ニ關シテハ左記様式ノ計算表ヲ添付スルモノトス

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

二 包裝費百斤當ハ自家用鹽、損害鹽アル場合ニ於テモ之等ノ鹽量ヲ合算シタル總鹽量ニ依リ算出スヘキモノトス
 三 百分率ハ百分ノ一ニ滿タサル端數ハ四捨五入シ百分ノ一位ニ止ムルモノトス
 四 年ノ豐凶ニ依リ増減ナキ費用ハ生産費明細書末尾ノ記載ニ依リ各費目毎ニ當該欄左傍ニ内書朱記シ尙第二項ノ總製鹽量ニ依リ其ノ百斤當ヲモ算出シ當該欄ニ内書朱記スルモノトス
 (左記)(様式)

持越鹹水差額ニ對スル採鹹煎熬所要費計算表

區	分	採鹹所要費				煎熬所要費			
		製鹽量又石炭ノ買入若ハ使用量ヲ標準トナル地代	同組合費	燃料	勞銀	製鹽量ヲ標準トセル地代	同組合費	包裝費	計
		支出額	本調査年度ノ實蹟						
		リタル製鹽量	支出ノ基礎トナ						
		鹽量	持越鹹水差額ニ對スルモノ						
		費額	同上ニ要スル						
			純費額						
			備考						

備考

- 一 支出額ハ生産費明細書ノ費額ヲ掲クルモノトス
- 二 各費目ノ支出額内ノ第三十五條但書ニ依リ其ノ一部ヲ計算ニ加ヘサルモノアルトキハ其ノ金額ハ當該欄左傍ヘ外書朱記スルモノトス
- 三 鹹水量ハ鹽量ニ換算シ掲上スルモノトス
- 四 持越鹹水差額ニ對スル所要費ハ先乘後除ノ法ニ依リ本調査年度ノ實蹟支出額ニ持越鹹水差額ニ對スル鹽量ヲ乘シタルモノヲ本調査年度ノ實蹟支出額ノ基礎トナリタル鹽量ヲ以テ除シテ之ヲ求ムルモノトス
- 五 採鹹所要費ハ地代組合費算定ノ基礎トナリタル鹽量ノ百斤當費用ヲ標準トシテ持越鹹水差額ヨリ生産スル鹽量ニ對スル費用ヲ算出スルモノトス但シ其ノ計算ハ第四項ニ依リ先乘後除ノ法ニ依リ定ムルモノトス
- 六 持越鹹水差額ニ對スルモノノ欄ニハ前年ヨリ持越多キトキハ朱書シ翌年ヘノ持越多キトキハ墨書スルモノトス
- 七 鹹水ヲ移出シ及容器ノ損傷等ニ依リ亡失シタルモノアルトキハ翌年度ヘ持越スヘキモノトシ、鹹水ヲ移入シタルモノアルトキハ前年度ヨリ持越シタルモノトシテ差額ノ計算ヲ爲シ其ノ數量ハ之ヲ區分シテ附記スルモノトス

第五 生産費明細書

- 一 鹽田、釜屋、器具器械費
- (甲) 採鹹ニ屬スルモノ

一金 内 譯

名	稱	數量	單價	價額	保存年限	一箇年當支出額			經過年數殘存價格	備考
						新調費	修繕費	計		
鎌						厘				
鍬						厘				
器具器械			厘	厘						

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

撒砂入替	沼井	鹽田修繕	小計	何々	桶	溜修繕	上家	鹹水溜	小計	何々	樋管	鹹水輸送裝置	小計	採鹹煎兼用器具器械費	何々	杓
			/						/				/	/		
			/						/				/	/		
			/						/				/	/		
			/						/				/	/		

地盤	堤防	溝渠	水閘	何々	小計	建設物	濱子部屋	何々	小計	合計

調査例

- 一 各費目ノ一箇年當新調費ト修繕費トヲ合シタルモノヲ以テ本費額トス
- 二 器具器械ノ用途ハ一々其ノ備考欄ニ簡單ニ記入スルモノトス
- 三 自作ト小作トノ關係上若ハ其ノ所要費額ヲ異ニスルトキハ表末ニ其ノ相違ノ點ヲ備考トシテ附記スルモノトス
- 四 數量ハ一箇年ノ所要總數ヲ掲クルモノトス例ヘハ當子ノ如キ一箇年二、三回ノ取替ヲ爲スカ如キモノハ其ノ全年分ノ所要數ヲ掲クルモノトス但シ豫備ノ爲又ハ不用ニ歸シタルモノヲ單ニ製鹽場ニ貯藏スルモノノ如キハ除外スルモノトス

鹽專賣

鹽ノ收納

賠償價格

- 五 單價ハ其ノ年ニ於ケル平均時價ニ依リ可成高キニ過クルコトナキ様注意シテ掲上スルモノトス
- 六 價額ハ數量ニ單價ヲ乘シタルモノヲ掲クルモノトス
- 七 器具器械ノ賃借ニ係ルモノハ其ノ旨備考欄ニ附記シ且地主又ハ其ノ他ノ者等其ノ所有者ノ區別ヲモ記載スルモノトス
- 八 二箇年以上ヲ耐ヘ得ヘキ修繕費ハ之ヲ各年ニ割當テ計算シ其ノ一箇年分ノミヲ掲クルモノトス但シ其ノ修繕費ノ總額及保存年限等ノ其ノ算出根據ヲ明ニシ表末ニ附記スヘキモノトス
- 九 一定ノ金額ヲ以テ修繕ヲ請負ハシムルモノハ其ノ總金額ヲ適當ニ各器具器械ニ割當テ掲上シ其ノ總金額、請負方法、仕拂時期等ハ表末ニ附記スルモノトス
- 十 器具器械ノ内雇傭人ノ所有ニ屬スルモノ、無賃ニテ借受ケ使用セルモノ、舊慣ニ依リ漬稼人ニ貸與又ハ給付セラルルモ之ヲ貸與又ハ給付スルト否ラサルトカ勞銀又ハ其ノ他ノ支給ニ影響ヲ及ホササルモノハ除外スルモノトス但シ其ノ器具又ハ器械ハ調査書中ニ朱記掲上シ其ノ旨備考欄ニ附記スルモノトス
- 十一 製鹽以外ノ用途ニ兼用セラルル器具又ハ器械ハ實際ノ使用割合等ヲ標準トシテ適當ニ製鹽ニ屬スヘキ費用ヲ見積リ掲上スルモノトス
- 十二 保存年限ヲ經過シタル器具又ハ器械ヲ本來ノ用途以外ノ器具又ハ器械ニ利用シタルモノアルトキハ特ニ補修ヲ加ヘ費用ヲ要シタル場合ニ限り其ノ補修費ヲ以テ價格ト看做シ掲上スルモノトス但シ補修ヲ要セス其ノ儘用途ヲ變更シタルモノアルトキハ單ニ其ノ名稱數量ノミヲ掲ケ其ノ旨備考欄ニ附記スルモノトス
- 十三 保存年限一箇年以内ノ器具又ハ器械ニシテ前年又ハ翌年度ヘ跨リ使用セラルルモノト雖凡テ當該調査年度ニ於テ新調セラレタルモノト看做シ調査スルモノトス但シ其ノ數量ハ第四項ニ依リ其ノ年ニ於テ新調スルモノトシテ見積掲上スルモノトス
- 十四 建物又ハ設備等ニ取付ケラレタル桶、甕(藻垂壺)ノ如キハ勿論倉庫ノ窓、又ハ仕切等ノ如キ獨立シテ其ノ用ヲ爲ササルモノモ地主以外ノ所有ニ屬シ當業者間ニ賣買セラルルモノハ獨立ノ器具又ハ器械ニ準シテ其ノ一箇年當支出額ヲ調査掲上スルモノトス
- 十五 器具器械新調費ノ一部ヲ小作人ニ於テ負擔シタルモノアルトキハ其ノ新調費ハ地主小作人相互ノ負擔額ニ應シテ相互ニ分割シ前項ニ準シ調査スルモノトス
- 十六 殘存價格ハ平均時價ヲ基礎トシ之ヨリ經通年數ニ應シタル價格ヲ控除シタル殘額ニ依リ定ムルモノトス但シ調査當年ハ經通年數ニ算入セサルモノトス

十七 前項残存價格ハ運算ノ便宜上價格ニ殘存年數ヲ乘シタルモノヲ保存年限ニテ除シテ之ヲ求ムルヲ要ス
 十八 採鹹煎熬兩者ニ兼用セラレ其ノ區分付キ難キ器具器械ニ對スル費用ハ本調査ニ準シテ之ヲ調査シ折半シテ其ノ一半
 ヲ本費用中採鹹煎熬兼用器具器械欄ニ掲上スルモノトス但シ其ノ器具器械ニ對スル明細書ヲ添附スルモノトス
 十九 採鹹夫又ハ煎熬夫ニ依リテ兼用セラルル飲料水運搬船(松永)ノ如キ費用ハ採鹹又ハ煎熬孰レカ主ナル一方(算入シ
 其ノ區分付キ難キトキハ折半シテ相方(掲上スルモノトス)

二十 單價欄ニハ建物、鹹水溜等ハ其ノ一坏當ヲ樋管及板ハ一間當ヲ撒砂ハ百貫目當ヲ掲上スルモノトス

二十一 沼井ハ普通鹽田價格中ニ包含セラルルモノナルニ依リ特ニ之ニ對スル費用ノ計算ヲ要セス其ノ場所替、修繕等ニ
 要スル費用ノミ鹽田修理ノ部ニ掲上スルモノトス但シ筐取、槽取、樽取等ニ屬スル器具器械ハ此ノ限ニ在ラス

二十二 沼井ノ外鹹水輸送裝置等カ鹽田價格中ニ包含セラルル地方ニ在リテハ是等ノ物件モ前項同様費用ノ計算ヲ要セス
 小作ノ場合ニ於テ鹽田小作料中ニ是等物件ニ對スル賃借料ヲ包含セラルル場合亦同シ

二十三 鹹水溜ノ保存年限ハ永久ノモノト看做シ其ノ價格ハ固定資本ニ計算シ本費用ニハ單ニ修繕費及其ノ上家ニ對スル
 費用ノミヲ計算スルモノトス但シ鹹水貯藏ニ桶ヲ使用スルモノハ其ノ土中ニ埋込ミアルト否トヲ問ハス其ノ容器ニ對シ
 テハ相當保存年限ヲ見積リ費用ヲ計算スルモノトス

二十四 沼井分權料(松永)ハ權利ノ殘存年數ニテ之ヲ除シ其ノ一箇年當ヲ沼井修繕費中ニ算入シ備考ニ其ノ金額ヲ表示ス
 ルモノトス

二十五 檢査用ノ椅子、臺、標尺及鹹水溜ノ標札等モ器具中ニ調査掲上スルモノトス

二十六 修繕費モ器具器械費ト共二年ノ豐凶ニ依リ増減ナキ支出トシテ調査スルモノトス

(乙) 煎熬ニ屬スルモノ

名	稱	數量	單價	價額	保存年限	一箇年當支出額		經通年數	殘存價格	備考
						新調費	修繕費			
何	々		厘	厘		厘	厘		厘	

内 譯

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

煎 熬 釜	小 計	煎 熬 兼 用 器 具 器 械 費	石 釜	鐵 釜	溫 釜	何 々	小 計	建 設 物	釜 屋	石 炭 庫	貯 鹽 庫	何 々	小 計	合 計

調査例

一 前表調査例第一項乃至第二十項及第二十二項、第二十五項、第二十六項ハ本表ニ準用スルモノトス

二 煙道、煙突、居出場、庫先場、籠、瓢箪(鹹水井戸)等ノ如キ釜屋ニ定著シ獨立シテ其ノ用ヲ爲ササルモノハ釜屋中ニ合算

合	薪			石炭			薪炭區分	總使用量	總價額	製鹽量	平均	混合歩合	備考	
	計	何々々	松割木	計	何々炭	平戸炭								元山炭
			匁				斤		厘	斤	一萬斤當(百貫匁當)單價	製鹽百斤當使用量		
			厘				厘			斤				
			匁				斤							
			厘				厘							
			匁				斤							

内 譯 (イ) 薪炭

一金

二 燃料

シ内譯ヲ附スルモノトス

三 鐵釜ニ對シテハ鑄鐵釜又ハ鍊鐵釜等ノ區分ヲ備考ニ掲クルモノトス

四 第三十七條ニ依ルヘキモノノ内石釜ノ費用ニ關スル内譯表ハイ築造ニ要スル材料ニテ數回若ハ數年ニ涉リ使用セラルヘキモノハ一々區分シテ獨立ノ用ヲ爲ス器具ト同様ニ整理シテ其ノ一年分又ハ一回分ヲ掲ケ(ロ材料ニシテ一回限りノ使用ニ止マルモノ(釜石、粘土、燃料代、人夫賃等)ハ其ノ金額ヲ掲ケテ材料費ト合算整理シ本表數量欄ニハ築造回數ヲ單價欄ニハ一回分ノ築造費ヲ掲ケ之ニ依リ價額及一箇年當新調費等ヲ算出スルモノトス

(ロ) 焚付

種類	總使用量	價	額單	價備	考
松葉	匁		匁	匁	
松割木					
何々					
計					

(ハ) 手數料、諸掛

區	分金	額備	考
石炭買入手數料		匁	
何々			
計			

備考

- 一 薪炭區分欄ニハ燃料ノ種類若ハ產地名ヲ掲ケ平均單價欄ニハ石炭ナルトキハ一萬斤ヲ其ノ他ノモノニ付テハ百貫匁ノ價格ヲ表示シ混合歩合欄ニハ各種燃料ノ使用割合ヲ掲クルモノトス但シ歩合ハ匁位未滿ニテ四捨五入シ匁位ニ止ムルモノトス
- 二 石炭使用量ハ其ノ釜屋ニ買入レタル數量(公稱重量)ニ標準ヲ採リ計算スルモノトス若其ノ數量明ナラサルトキハ實重量ニ依リ實重量明ナラサルトキハ立會試驗ノ成績ヲ參酌シ適實ニ算出スヘシ但シ此ノ場合ハ其ノ事由ヲ備考欄ニ記載スルモノトス
- 三 薪炭價格ハ買入當時ノ價格ニ依リ計算スルモノトス但シ前年ヨリ持越ニ係ルモノアルトキハ其ノ價格ハ使用當時ノ地方平均相場ニ依リ若シ使用當時ノ相場ニ依リ難キ事情アルトキハ持越當時ノ相場ニ依リ適當ニ其ノ價格ヲ見積リ計算シ

翌年度へ持越スヘキモノアルトキハ買入當時ノ價格ニ依リ、買入當時ノ價格明ナラサルトキハ其ノ年ニ於ケル買入價格ノ平均ニ依リ適當ニ其ノ價格ヲ見積リテ之ヲ控除シテ定メ其ノ計算方ハ詳細附記スルモノトス

四 前項ニ依リ計算シタル價格力其ノ當時ノ一般價格ニ比シ不權衡ト認メタルトキハ其ノ地方間屋又ハ販賣店等ニ於ケル其ノ年一箇年間ノ賣渡平均價格ヲ參酌シ適當ニ査定シ其ノ旨備考ニ附記スルモノトス

五 焚付ハ主トシテ燃料ニ石炭ヲ使用スル地方ニ於テ焚初ニ要スル松葉、松割木等ノ費用ヲ計算掲上スルモノトス

六 手數料及諸掛ニハ石炭上荷船試替費、石炭相場飛脚賃(以上日比)手數料(宇多津)運搬費(津屋崎)持込費、石炭マクリ賃(以上大鹽)等ニ要スル費用ヲ計算シ掲上スルモノトス

七 一萬斤當(百貫匁)單價ハ總使用量ヲ以テ總價額ヲ除シタル平均ヲ、製鹽百斤當使用量ハ其ノ年度内ニ於ケル納付、指定引渡及自家用鹽ノ合計ニ對シ持越未納付鹽ヲ加除シタル鹽量ヲ以テ總使用量ヲ除シタル平均ヲ、混合歩合ハ其ノ年ニ於ケル最普通ノ場合各種燃料ノ使用割合ヲ掲クルモノトス

三 勞 銀
(甲) 採礦ニ屬スルモノ

一金
内 譯

日 雇	小 計	期 雇			區 分 名	稱 種 別	普通 定員	延 人 員	總 支 給 額	一 人 一 日 當 銀	備 考
		常	何	何							
		脇 男	々 男	々 女							
					庄 屋 男		人		厘		

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格 四二五

合	計	
	男	女
小	計	計
計		

調査例

- 一 區分欄ニハ雇傭ノ種別ノ名稱欄ニハ役務ノ稱呼、種別欄ニハ男女ノ別、普通定員欄ニハ當該鹽田勞務者ノ定員數、延人員欄ニハ從事日數ニ應スル總人員ヲ掲シ、備考欄ニハ年給又ハ月給等ノ區別及給金定額等ヲ記載スルモノトス
- 二 地方ノ慣例上白米、麥、味噌、醬油等ノ扶持ヲ支給スルモノハ勿論勞銀ノ名稱ヲ用ヒサルモ實質上勞銀ノ性質ヲ帶フル「オナヘ」持初、壺蒸、初釜立、釜立、本垂、持ハギ、庫拂、摺持、釜止、垂擦付、醜漬、潮入仕入持、荒地盤棟上ゲ、朝鋏、サナツケ、日和酒(以上三田尻)カツギ(廣島)コナシ酒手舊慣上ノ依リタル舊雜鹽造師稅(廣島縣ノ縣稅)等普通ノ賃銀以外ニ支給スルモノアルトキハ物品ハ之ヲ金額ニ換算シテ賃銀總支給額ニ合算シ其ノ金額及算定方ヲ詳細附記スルモノトス
- 三 前項支給ノ扶持力買入ニ係ルモノナルトキハ買入當時ノ價格ニ依リ、前年度買入ニ係ルモノナルトキハ持越當時ノ價格ニ依リ、自家ノ醸造又ハ作得ニ係ルモノナルトキハ買入當時ノ相場ニ依リ金額ニ換算スルモノトス但シ地方ニ依リ濱立相場又ハ一定ノ標準相場ニ依リ等特殊ノ慣例アルモノハ其ノ慣例ニ據ル
- 四 其ノ地方ニ於ケル作業慣例上ノ一日中從事時間ハ勞働者ノ種別毎ニ之ヲ備考欄ニ記載スルモノトス
- 五 採鹹期雇ノモノカ採鹹以外例ヘハ鹽田修理、釜屋ノ修繕、納付又ハ包裝等ノ業務ニ從事シタルモノアルトキハ之ヲ採鹹勞銀ヨリ分割シテ相當費用中ニ編入スルモノトス但シ其ノ計算方ヲ詳記スルモノトス
- 六 勞働者ニ對シ勞銀ヲ引當ニ前貸ヲ爲シタルモノアルトキハ其ノ金額ニ對スル利子(運轉資本利)ヲ見積勞銀ニ算入シ其ノ金額及事由ヲ備考ニ附記スルモノトス
- 七 勞働者ニ施與スル賣藥代(尾道)ハ勞銀ト看做サス
- 八 勞働者ニ對シ特ニ居宅又ハ園圃(菜園)等ヲ無賃ニテ貸與セルモノアルトキハ適當ニ其ノ貸賃ヲ見積リ勞銀中ニ加算スルモノトス但シ其ノ居宅又ハ園圃等カ當該鹽田ニ附屬シ其ノ鹽田價格(小作ノ場合ハ小作料中)ニ包含セルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 九 前項居宅又ハ園圃等カ鹽業主ニ於テ借賃ヲ仕拂ヒ居ルモノナルトキハ其ノ借賃ニ相當スル金額ヲ勞銀中ニ加算スルモ

ノトス

十 勞働者ニ對シ苦汁、加里、居出皮等ノ副産物ヲ無償ニテ給與スルモノアルトキハ適當ニ其ノ代金ヲ見積リ勞銀中ニ加算シ若其ノ副産物カ當該鹽田ノ生産ニ係ルモノナルトキハ其ノ代金ハ收入中ニモ加算スルモノトス

十一 製鹽ヲ副業トセルモノニシテ其ノ家族カ製鹽作業ニ従事シタルトキハ其ノ賃銀ハ實際ハ狀況ニ依リ普通勞銀ニ比シ二割又ハ三割ヲ減シテ計算スルモノトス但シ其ノ金額ハ當該欄左傍ニ内書朱記シ其ノ低減歩合及普通勞銀額ハ備考ニ附記スルモノトス

十二 製鹽ヲ專業トスルモノニ在リテモ其ノ業主又ハ其ノ家族カ普通定期雇ニ代理シテ勞働ニ従事シタル場合(例へハ業主又庄屋、棟梁等月極メ給ノ如キ勞働者ニ代リテ其ノ勞働ニ従事シタル場合ニ於テ雨天其ノ他ノ事故ニ依リ休業シタルトキハ其ノ休業日ニ對シテハ賃銀ヲ見積ラサルカ如シ)ハ其ノ勞銀ハ實際勞働ニ従事シタル日數ノミニ對シ日割計算ニ依リ見積ルヘキモノトス

十三 其ノ年採收鹹水全部ヲ煎熬シ盡シタル後其ノ成績ヲ標準トシテ給與額ヲ確定シ調査當時其ノ確定支給額明ナラサルモノアルトキハ其ノ年度内ニ於テ現ニ支拂ヒタル實蹟ニ依リ若其ノ實蹟ニ依リ難キ事情アルトキハ前年度ノ實蹟等ニ依リ適當ニ斟酌ヲ加フルモノトス

十四 陰曆ニ依リ勞銀支給額ヲ定ムルモノアルトキハ之ヲ陽曆ニ組替フルハ勿論ナルモ若其ノ年給額カ兩年ニ跨リ定額ヲ異ニスルトキハ其ノ期間ノ屬スヘキ各年ノ定額ヲ標準トシテ月割又ハ日割計算ニ依リ其ノ年分ノ支給額ヲ算出スルモノトス

十五 日給雇ニ支給スルモノト雖契約上從業ノ有無ニ拘ラス一定ノ支給ヲ爲スモノハ年ノ豊凶ニ依リ増減ナキ支出トシテ計算シ定期雇ニ支給スルモノト雖從事日數又ハ作業工程(持目ニ限り支給スル如キモノ)等ヲ標準トシテ支給スルモノハ年ノ豊凶ニ依リ増減スヘキ支出トシテ區分調査スルモノトス

十六 定期雇煎熬夫カ一時採鹹作業ニ従事シ其ノ支給額カ從業日數ニ應シテ計算セラレタルカ如キ場合ト雖其ノ給金ハ年ノ豊凶ニ依リ増減ナキ支出トシテ區分スヘキモノトス
(乙) 煎熬ニ屬スルモノ

一金 内 譯

期	區	分	名	稱	種	別	普通定員	延	人員	總	支給額	賃	一人	日當	備	考
							人	人	人	一	人	日	當	備	考	
雇	晝	釜	夫	男	男	普通定員	人	人	人	一	人	日	當	備	考	

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

合	小	日 雇	何々女	
			計	計
		男		
計	計			

調査例
 一 前表調査例ハ本表調査ニ準スルモノトス
 四 公課及組合費

一金
 煎探
 熬鹹

内
 譯

(自作分)

何々	組 合 費	公 課				費 目 區 分		備 考
		小 計	何 々	市 町 村 稅 地 價 割	府 縣 稅 地 租 割	鹽 田 地 租	探 金 煎 熬 額 計	
							地價何程ニ對シ何程	
							地租一圓ニ對シ何程	
				同				
							製鹽何程(鹽田段別何程)ニ對シ何程 ノ割合	

小	計				
合	計				

調査例

- 一 地租ノ算出上厘位ヲ存スルトキハ凡テ厘位ヲ五厘トス
- 二 府縣稅ハ其ノ年中(數回)徵收セラルル率ヲ合算シ之ヲ地租定額ニ乘シ算出シタルモノニ厘位ヲ存スルトキハ凡テ五厘トス市町村稅亦之ニ準ス但シ賦課率ハ備考ニ附記スルモノトス
- 三 地租ニ對スル附加稅以外ニ直接鹽田ニ對シ賦課スル特別稅アルトキ及當該鹽田以外ニ於テ製鹽ニ直接關係アル土地ニ對シ公課ヲ負擔スルモノアルトキハ其ノ稅額ヲ掲上シ其ノ賦課率ヲ附記スルモノトス
- 四 所得稅、戶數割、戶別割、農會費、夫役割等ハ公課中ニ算入セサルモノトス但シ小作人カ小作契約上之ヲ負擔スル場合ハ其ノ金額ハ次表地代、組合費、座小作契約上其ノ他ノ負擔額ニ掲上スルモノトス
- 五 公課又ハ組合費ニシテ調査期(十一月)以後ニ於テ追加徵收セラレ調査當時ニ於テ當該調査年度所屬ノ徵收額確定セサルモノアルトキハ其ノ課稅年度ノ如何ニ拘ラス當該年度中實際徵收セラレタル實蹟ニ依ルモ妨ナシ
- 六 組合費ハ直接製鹽ニ關係アル組合ノ經營ニ必要ナル經費ノミヲ内譯記載シ鹽業試驗費、飲食費、運動費等ハ算入セサルモノトス
- 七 前項組合費ハ組合經費ノ内容ヲ詳查シテ其ノ組合ノ經營ニ必要ナル經費ト否ラサルモノトノ區分ヲ明ニシタル明細書ヲ添附スルモノトス
- 八 鹽ノ納付、包裝、燃料ノ買入等ニ要シタル費用ニシテ前項組合費中ヨリ分割シテ當該費中ニ組替計算シタルモノアルトキハ其ノ金額及區分等ヲ詳記スルモノトス
- 九 公課及組合費カ包括シテ課セラレ事實上採鹹、煎熬所屬ヲ區分シ難キ場合ハ内譯小計ニ於テ規定ノ計算ニ依リ之ヲ區分スルモ妨ナシ

五 地代及組合費 (小作分)

一金	煎採	內	譯
煎熬			

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格 四一九

區分	探	金	藏	煎	熬	計	額	備	考
小作料								一段歩	何程
小作契約上其ノ他ノ負擔額								沼井一臺當	何程
小作契約保證金(數金)ニ對スル利子								何々ニ對スル負擔額	何程
小作料前納金ニ對スル利子								保證金	何程
官有地使用料								前納金	何程
小計								官有地何段何畝歩一段歩當使用料	何程
組合費									
何々									
小計									
合計									

調査例

- 一 小作料ハ沼井ヲ基礎トシテ定ムル地方ニ在リテハ沼井ノ種類(片臺又ハ夫婦臺)及一段歩當ノ沼井數竝其ノ小作料ヲ一段歩當ニ換算シタル數量ヲ備考ニ記入スルモノトス
- 二 小作料カ鹽ヲ標準トシ又ハ其ノ他ノ物品ニ依リ支拂ハルル契約ナルトキハ支拂時期ニ於ケル賠償價格又ハ市價ニ依リ換算シ其ノ支拂時期及每期ノ計算基礎ハ之ヲ備考トシテ附記スルモノトス但シ換算ニ關シ特殊ノ慣例若ハ契約アルトキハ其ノ慣例又ハ契約ニ依リ實蹟ヲ掲上スルモノトス
- 三 小作契約保證金利子ハ固定資本ト同一利率ニ依リ小作料前納金利子ハ前納總額ニ對シ其ノ地方實際ノ狀況ニ依リ其ノ五分ノ一又ハ四分ノ一ニ對シ普通貸付利率年一割ヲ以テ計算スルモノトス但シ小作料前納金トハ事業著手前ニ納付スル

モノハ勿論事業著手後一回數回又ハ月割計算ニ依リ分納スルモノト雖其ノ納付時期カ納付義務ノ屬スル事業期間ノ前ナルトキハ總テ前納ト看做ス

四 公課其ノ他小作契約上小作料以外ニ小作人ニ於テ負擔ノ義務ヲ有スルモノアルトキハ其ノ金額ハ之ヲ小作契約上其ノ他ノ負擔額ニ掲上スルモノトス

五 器具器械ノ借賃カ小作料中ニ包含セラレ鹽田小作料ト區分シ難キトキハ強テ區分セサルモ妨ナシ

六 小作料ハ支拂ノ實蹟ニ依ルヘキモノナルモ調査當時ニ於テ尙其ノ實蹟確定セサルモノアルトキハ契約面ノ金額ニ依ルモ妨ナシ

七 採礦煎熬所屬ノ分割方ニ付テハ其ノ算定方法ヲ附記スルヲ要ス

八 前表調査例九ハ本表ノ調査ニ準用ス

六 資本金子

(甲)ノ一 固定資本金子

(自作分)

一金 煎 熬

内 譯

區 分	採 時	價 額		備 考
		煎 價	熬 額	
探 地	採 時	煎 價	熬 額	備 考
鹹 溜 (敷地共)				
建 設 物 (敷地共)				
器 具 器 械				
計				
右ニ對スル利子				年六分ノ利子

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

調査例

- 一 固定資本利子ハ採礦地時價及建物(敷地共)器具器械等ノ残存價格ニ對シ普通預金利率年六分ヲ以テ計算スルモノトス
 - 二 鹽田時價ハ特殊ノ事情ニ因リ著シキ高低アルモノヲ除キタル普通ノ賣買價格ニ依リ若適當ナル賣買價格ナキトキハ適當ナル小作料ヲ普通預金利率(六分)ニテ還元シテ之ヲ定ムルモノトス但シ其ノ結果實際ノ情況ニ照シテ不適當ト認メラルトキハ相當斟酌ヲ加ヘ其ノ旨備考トシテ附記スルモノトス
 - 三 地方ノ慣例上、鹹水溜、建設物、器具器械等カ前項鹽田時價中ニ包括セラレアルトキハ其ノ時價ハ式ノ如ク適當ニ之ヲ配分掲上シ其ノ旨備考トシ附記スルモノトス
 - 四 鹽田其ノ他ノ土地以外ノ固定資本ハ器具器械費ニ於ケル残存價格ニ依ルモノトス
- (甲)ノ二 固定資本利子 (小作分)

一金
採
煎
熬

内
譯

區 分	探 時	鹹 煎 價	金 熬 額	計	備 考
何 器 具 器 械 々					
計					
右ニ對スル利子					年六分ノ利子

調査例

- 一 小作人ノ所有ニ係ル温目釜、釜、當子、沼井菰、其ノ他鹽田ニ附屬セサル器具器械ニ對シテハ其ノ残存價格ニ依リ利子ヲ計算スルモノトス
- 二 資本時價ハ前表調査例四、利率ハ調査例一ニ依リ算定スルモノトス
- 三 天土料ハ固定資本ニ算入セサルモノトス但シ法律上認メラルル地主權ノ賣買價格ノ如キハ此ノ限ニ在ラス

(乙) 運轉資本利子

一金 探 煎 熬 鹹

内 譯

區 分	探 煎 熬 鹹	出 金 額	計 額	備 考
建設物器具器械ノ修繕費				
勞 銀				
雜 費				
燃 料				
包 裝 費				
計				
右 四「五」分ノ一				
右ニ對スル利子				年一割ノ利子

調査例

- 一 運轉資本利子ハ器具器械修繕費、燃料、勞銀、包裝費、雜費等ノ支出總額ニ對シ地方實際ノ狀況ニ依リ其ノ五分ノ一又ハ四分ノ一ニ對シ普通貸付利率年一割ヲ標準トシテ計算スルモノトス但シ地方ノ慣例ニ依リ賠償金ヲ引當トシ鹽業組合、鹽田會所等ヨリ燃料包裝等ノ所要品ヲ供給シ若ハ資本ノ貸付ヲ爲シ賠償金ヲ以テ差引計算ヲ爲スモノハ其ノ供給品ニ對スル代價及資本ハ除外スルモノトス
- 二 公課、組合費、小作料、納付費、勞銀中自家勞働ニ對スル賃銀、器具器械ノ修繕費中益暮ノ二期ニ後拂ト爲スモノ及勞働者ニ貸與スル前貸金ニ對スル利子等ハ資本ノ計算ニ加ヘサルモノトス
- 三 器具器械ノ修繕ニシテ二箇年以上ヲ堪ヘ得ヘキモノナルトキハ其ノ費用ニ對シテハ修繕ノ效果ノ存續スヘキ年數ヲ以

鹽專賣 鹽ノ收納

賠償價格

テ割當テタル一箇年分ニ對シテノミ利子ヲ計算スルモノトス

七 雜費

一金
煎 採
熬 鹹

内 譯

種 目	探 金			煎 熬		額 計	備 考
	探	金	煎	熬	厘		
石炭殼拾賃							
薪炭油費							
賞 與 金							
帳簿筆墨紙代							
何 々							
計							

調査例

- 一 本表ニハ小屋入、井戸浚、麥熟シ、五節句、祭り酒、盆酒、小屋別レ、市酒、十七夜、春春、鯛振舞、箇所鎮守祭、朔日酒、十五日酒、二十八日酒、土用酒、歳暮酒、小日和、糲切、米搗實(以上三田尻)石炭殼拾賃、薪炭油、祝儀、酒手等前各號ノ費目ニ屬セサルモノヲ區分掲上スルモノトス但シ製鹽上必スシモ必要トセサル費用ハ除外スルモノトス
- 二 算出ノ基礎ヲ明示スル必要アルモノニ付テハ特ニ之ヲ備考ニ記載スルモノトス
- 三 火災保險料(松永)堀割費(松永)祭典費(人夫給與額ヲ除ク)口錢、社員給料(鹽製造ノミニ關係アルモノヲ除ク)等ハ算入セサルモノトス

- 四 賞與金カ主トシテ其ノ年採收鹹水全部ヲ煎熬納付シタル後其ノ成績ヲ標準トシテ給與額ヲ確定シ調査當時其ノ確定額明ナラサルトキハ其ノ年度内ニ於テ現ニ支給シタル實蹟ニ依リ若其ノ實蹟ニ依リ難キ事情アルトキハ前年ノ實蹟等ニ依リ適當ニ斟酌ヲ加フルモノトス

一金

五 採鹹煎熬兩者ニ兼用セラレ其ノ區分付キ難キモノハ之ヲ折半シ雙方ヘ掲上スルモ妨ナシ

六 賞與ノ支給額ヲ製鹽量ノ多寡ヲ標準トシテ定ムルモノハ年ノ豐凶ニ依リ増減スヘキ支出トシテ計算シ鹽百斤當使用石炭量ノ多寡ヲ標準トシテ定ムルモノハ年ノ豐凶ニ依リ増減ナキ支出トシテ區分スルモノトス

八 納付費

内 譯
(イ) 運搬費

種 別	納 付 數 量		費 分		用 額	備 考
	筒 數	量	區	金		
八十斤呷入		斤	積 込 費	厘	同上百斤當	積込費ハ一筒ニ付八十斤呷ハ何程四十斤呷ハ何程ノ定メナリ云々
四十斤呷入			艇 舟 賃 (車馬)			何々
四十斤俵入			持 込 費			、、、
二十斤俵入			碇 泊 賃			
散 鹽			夜 積 賃			
何 何			何 何			
計						

(ロ) 代理納付費

何 何 何
々 々 々
計 程 程 程

鹽專賣

鹽ノ收納

賠償價格

何々々々 (ハ) 其ノ他ノ費用
何程

調査例

- 一 本表ニハ製鹽量(自家用鹽ヲ除ク)ヲ基礎トシ運搬費及納付ニ要スル手間賃等ヲ調査掲上スルモノトス但シ前年度ヨリ持越ニ係ル未納付鹽ニ對スル費用ハ其ノ實蹟ヲ調査シテ之ヲ控除シ翌年ニ持越スヘキ未納付鹽ニ對スル費用ハ其ノ年度内ノ實蹟ヲ標準トシテ之ヲ定メテ加算シ翌年度へ持越スヘキ鹹水ニ對スル製鹽ニ對シテハ其ノ費用ヲ見積ルヲ要セス
- 二 鹽納付ノ際舢舨積込等ニ對シ保險ヲ付スルモノノ保險料ハ算入セサルモノトス
- 三 品質粗惡ノ爲處理ヲ命セラレ及包裝粗惡ノ爲改装ヲ命セラレタルモノノ往復運賃ハ算入セサルモノトス但シ其ノ數量及金額等ハ備考ニ附記スルモノトス
- 四 定期雇夫ヲ以テ隨時服役セシメ其ノ積込費カ主タル他ノ勞務ト分割スルコト能ハサル事情アルモノハ探鹹勞銀調査例五ノ規定ニ拘ラス強テ之ヲ分割セサルモ妨ナシ但シ其ノ事由ヲ備考ニ附記スルヲ要ス
- 五 鹽納付舢舨人夫ニ對シ永續的ニ無利子ニテ貸付ヲ爲シ居ルモノノ如キハ其ノ貸付金ニ對スル利子(固定資本利率ニ依ル)ヲ見積リハ其ノ他ノ費用ノ座ニ掲上スルモノトス
- 六 代理納付費ニハ日當(汽車賃(三等)渡賃等代理納付ニ必要ナル費用ヲ調査掲上スルモノトス
- 七 持越鹽等ノ關係上包裝ニ一箇未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ端數ハ四捨五入何箇何分ニ止ムルモノトス
- 八 損害鹽及持越未納付鹽ニ對スル見積費用ハ左傍へ内書朱記シ其ノ旨備考ニ附記スルモノトス
- 九 各種包裝毎ニ積込費、舢舨賃、車馬賃等ヲ區分シ得ル場合ハ其ノ内譯表ヲ備考トシテ添附スルヲ要ス

一金 内譯

區分	納付數量		包裝材料		費用		其ノ他ノ費用		合計金額	備考
	筒數	鹽量	噸	代	平均	單價	區分	金額		
八十斤	噸	斤	斤	代	一箇當	百斤當	手間賃	百斤當	斤	斤

四十斤	以																			
四十斤	俵																			
二十斤	俵																			
散	鹽																			
合	計(平均)																			

調査例

- 一 納付鹽ノ合計ハ自家用鹽 前年度ヨリ持越ニ係ル未納付鹽及翌年度へ持越スヘキ鹹水ニ對スル製鹽量ヲ除キタル總鹽量ニ一致スヘキモノトス若符合セサルトキハ其ノ事由ヲ備考ニ附記スルモノトス
 - 二 包裝材料費ハ買入當時ノ價格ニ依リ調査スルモノトス但シ前年度ヨリ持越ニ係ルモノハ使用當時ノ地方相場ニ依リ若シ使用當時ノ相場ニ依リ難キ事情アルトキハ持越當時ノ地方平均相場ニ依リ適當ニ其ノ價格ヲ見積リテ之ヲ計算シ翌年度へ持越スヘキモノアルトキハ買入當時ノ價格ニ依リ若買入價格明ナラサルトキハ其ノ年度内ニ於ケル買入價格ノ平均ニ依リテ其ノ價格ヲ見積リ買入總價額ヨリ控除シテ定ムルモノトス
 - 三 損害鹽ニ對シテハ既包裝ノモノハ勿論未包裝ノモノト雖相當費用ヲ見積掲上シ其ノ旨備考ニ附記スルモノトス
 - 四 制度ノ變更ニ依リ不用ニ歸シタル包裝材料費ハ算入スヘキモ包裝不良ノ爲改装ヲ命セラレタルモノノ鼠切雨漏等ニ依リテ汚損シ使用ニ堪ヘサルニ至リタルモノハ算入セサルモノトス但シ其ノ數量及價額ヲ詳記スヘキモノトス
 - 五 前表調査例第七項及第八項ハ本表調査ニ準用スルモノトス
 - 六 家族又ハ定期雇人夫カ包裝ニ從事シ其ノ費用カ主タル勞務ニ要シタル費用ト區分シ難キ場合ハ採鹹勞銀調査例五ノ規定ニ拘ラス之カ區分ヲ爲ササルモ妨ナシ
 - 七 各種包裝毎ニ手間賃、買入費、運搬費等ヲ區分シ得ル場合ハ其ノ内譯表ヲ備考トシテ添付スルヲ要ス
- 甲第一四五〇號部長通牒(大正二年十月十八日)
- 今回鹽生產費調査手續改正相成候處右改正ノ要旨別記ノ通ニ有之爲參考
- 尙鹽生產費調査ハ其ノ調査ノ内容複雜ニ涉リ頗ル手数ヲ要スルモノアルニモ拘ラス賠償價格告示發表等ノ關係上極メテ短期ノ内

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

ニ結了セサルヘカラス就テハ別記事項特ニ御注意相成度右ニ付テハ從來隨時通牒セラレタルモノモ有之重複ノ點モ有之候得共今
 回手續改正ノ折柄ニ付茲ニ改メテ特ニ申進候次第ニ付御含相成度

鹽生產費調査手續改正ニ關スル要旨

現行調査手續ハ明治四十一年九月甲第三四三七號長官達ヲ以テ改正セラレ翌四十二年九月甲第二七七九號長官達ヲ以テ更ニ一部ノ
 改正施サレタリト雖爾來數年ニ涉リ或ハ本局ヨリノ通牒ニ依リテ隨時變更又ハ追加セラレタルモノ、各地ヨリノ照會ニ對シ回答セ
 ラレタルモノ又ハ本調査ニ關シ監督ノ際出張先ニ於テ即決セラレタル事項少ナシトセス從テ近來是等決定事項ト手續ノ規定トノ連
 絡頗ル錯綜ヲ來セルノ感ナキニアラス故ニ此等隨時ノ決定又ハ變更事項ヲ網羅シテ之ヲ手續中ニ規定スルノ必要アルト同時ニ又
 從來調査ノ經驗上調査様式若ハ手續ノ條文等モ多少修正ヲ加フルノ必要ヲ認メタルモノアリ今回ノ改正ハ主トシテ以上ノ理由ニ
 基キタルモノナルヲ以テ調査上根本の方針ニ關シ變更ヲ加ヘタルモノノ如キハ極メテ稀ナリ今左ニ其ノ改正セラレタル要點ニ付
 (甲)從來ノ手續ニ變更ヲ加ヘラレタルモノト(乙)從來通牒往復又ハ監督員ノ決定ニ依リ調査上既ニ實行セラレ居ルモノニシテ本手續
 ノ規定ニ加ヘタルモノヲ擧ケレハ左ノ如シ

- 一 調査手續ノ名目ヲ單ニ「鹽生產費調査手續」トシ鹽田製鹽ニ依ル調査ナルコトハ之ヲ第一條文中ニ差加フルコト
- 二 從來通則、鹽生產力等項目ノ異ル毎ニ起號セラレ居リタルモ各項目ヲ通シテ之ヲ逐條ニ改メタルコト
- 三 通則第一條中ニハ從來調査指定地ハ賠償價格區域別ニ區分掲上セラレ居リタルモ其ノ區域ハ常ニ變更セラレテ殆ト一定セ
 サル事情アルニ依リ之ヲ削除シタルコト
- 四 地方ニ依リテハ親族又ハ其ノ他ノ關係ニテ小作料ニ格外ノ高低アリテ一般ノ代表トスヘキ生產費ノ調査地トシテ不穩當ト
 認メラルルモノナキニ非サルヲ以テ是等ハ縱令其ノ生產力等カ中級ニ位シ選定條件ニ適合スルモ選定セサルコトトシタルコ
 ト(第二條)
- 五 調査地選定ノ後採驗地段別ニ異動ヲ生シ又ハ自作小作ノ業態ニ變更ヲ來シタル場合ハ其ノ調査地ノ變更ヲ要スヘキハ言ヲ
 俟タサル所ナルモ從來其ノ規定ノ明文ヲ缺キタルヲ以テ特ニ之ヲ加ヘタルコト(第七條)
- 六 指定地域内ニ於テ調査地ノ選定ヲ爲シ難キトキ及其ノ選定後調査地トシテ不適當ト認ムルニ至リタルトキハ從來ハ本局ヘ
 稟申ノ上變更スルコトトナリ居リタルモ事後申報ニ止ムルコトニ改メタルコト(第四條)
- 七 床土居出皮等ノ鹽土カ當該鹽田以外ノ生產ニ係ルモノナルトキハ收支ノ計算ニ加フヘキモノニアラサルヘキモ從來其ノ明
 文ヲ缺キタルヲ以テ之ヲ加ヘタリ

從テ當該鹽田ノ生産ニ係ル鹽土ナルトキハ其ノ鹽土ヨリ採收シタル鹹水ハ普通採取鹹水ニ合算スヘキコト(第十條)

八 從來平年産額調ニ關シテハ別ニ通牒ヲ以テ之カ調査方ヲ定メラレタルヲ以テ往々鹽生産費調査ノ諸表トノ連結ヲ保チ難キ嫌アリタルヲ以テ右調査方ヲ本手續中ニ規定シ相互ノ關係ヲ明瞭ナラシメタルコト(第十七條)

九 選定表様式中改正ヲ加ヘタルモノ

(イ) 從來土地臺帳面ノ上中下別ヲ調査シテ其ノ優劣ヲ選定上ノ一條件トナシ來リタルモノ右等級ハ強チ土地ノ優劣ヲ表示シシテナキモノト認メ難キニヨリ將來ハ其ノ調査ヲ要セサルコトトシ之ヲ削除シタルコト

(ロ) 自小作ノ一方ノ段別カ總段別ノ一割ニ充タスシテ調査ヲ省略シタル場合ニ其ノ段別、場數、人員等ヲ本表ニ記載スヘキ明文ナカリシニ依リ之ヲ差加ヘタルコト(調査例三)

(ハ) 本表ハ自作小作別ニ區分シ別表ニ調表スルコトトナリ居ルモノ其ノ自小作ノ區分ハ孰レノ時期ニ於ケル狀態ヲ基點トシテ定ムヘキヤ不明瞭ナリシニ依リ特ニ之ヲ明記シタルコト(調査例四)

(ニ) 從來收入金ハ其ノ調査期間内ニ於ケル實收入即賠償價格變更アリタルトキハ其ノ變更賠償價格ヲ變更各期間毎ノ鹽量ニ乘シタルモノノ合計ニ依ルコトトナリ居リタルモノ今同ノ改正ニテ右收入金ハ調査期間内ニ於テ縱令賠償價格ノ變更アリタル場合ニ於テモ凡テ本表調査當時ノ賠償價格ニ依リテ計算シタル金額ヲ掲上スルコトトナリタリ(調査例六)

(ホ) 合格鹽田ノ平均ト全體鹽田ノ平均トノ對照割合ヲ觀察スルノ必要ヲ認メタルヲ以テ其ノ較差ヲ各鹽田別ニ附記スヘキ旨ノ規定ヲ加ヘタルコト(調査例九)

十 第三收入表中包裝代金ノ下備考欄ヘ散鹽納付ノモノアリタルトキハ其ノ數量ヲ附記スヘキコト(調査例五)

十一 採鹹用器具器械調査表中改正ヲ加ヘタルモノ

(イ) 製鹽用器具ニシテ地方ニ依リテハ勞働者カ自己所有物件ヲ持參シテ使用スル慣行ヲ有スルモノアルモ是等ノ物件ニ對スル費用ハ算入スヘキモノニ非サルハ論ナキモ從來此ノ規定ヲ缺キ居リタルヲ以テ之ヲ加ヘタルコト(調査例十ノ内)

(ロ) 釜屋其ノ他ノ建物ノ新營費ノ一半ヲ小作人ニ於テ負擔シ居ル地方アルモノ從來之カ計算方ニ關スル規定ナカリシモ右ハ其ノ負擔額ニ應スル部分ニ付小作人ノ所有トシテ獨立ノ物件ノ計算方ニ準シ調査スルコト(調査例十五)

(ハ) 殘存價格ハ規定ノ明文通ニ依レハ其ノ物件ノ價額ヲ保存年限ニテ除シタルモノニ經過年數ヲ乘シタルモノヲ價格ヨリ控除シタル殘數ニ依ルコトトナルヘキモ計算ノ便宜ヲ計ルコトトシ其ノ運算ハ先乘後除ノ法ニ依リ價格ニ殘存年數ヲ乘シタル後保存年限ニテ除シタルモノニ依ルコトト一定ヲ期スルコトトセリ(調査例十七)

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

(二) 検査用ノ椅子、臺、標尺及鹹水溜ノ標札等ハ製鹽土ノ直接必要品ニアラサルモ之ヲ除外スルハ穩當ヲ缺ケルカ如シ從來各
地ノ取扱一定セサルカ如キモ將來ハ一般ニ之ヲ認ムルコト(調査例二十五)

十二 燃料調査表中改正ヲ加ヘラレタルモ

(イ) 表様式中焚上釜數及其ノ一釜當欄ヲ削除シテ總製鹽量ノ一欄ヲ加ヘタリ釜ハ地方ニ依リ其ノ大小一ナラサルヲ以テ其ノ
一釜當製鹽量ノ如キ之ヲ他鹽田ノモノト比較シ必スシモ一致スヘキモノニアラス 既ニ是等比較對照上ノ參考トスルニ不適
當ナル以上ハ寧ロ之ヲ省略スルモ不可ナシト認メタルニ外ナラス而シテ總製鹽量ノ一欄ヲ加ヘタルハ本表石灰總使用量ニ
對等スヘキ製鹽量ハ持越鹹水アル場合ハ必スシモ第二生産力表中ノ製鹽量ト一致スヘキモノニアラサルヲ以テ特ニ之ヲ掲
上スルコトトシタルハ計算ニ誤リナキヲ期シタル婆心ニ外ナラス(調査例七)

(ロ) 石炭ノ買入ハ多クハ持越品アル上ニ更ニ買入ヲ爲ヌヲ以テ其ノ石炭全部ヲ使用シ盡スコトハ殆ト稀ナルハ十州地方製鹽
ノ常態ナリ故ニ此ノ地方ニ於ケル石炭ノ調査ハ實際ニ於テハ前年度ヨリノ持越品ト其ノ價格トヲ調査シ其ノ年度内ノ買入
ニ加ヘ更ニ翌年度ヘノ持越品ト其ノ價額トヲ調査シテ之ヲ控除スルノ外ナキカ如シ而シテ此ノ調査法ニ依ルトキハ其ノ持
越品ノ價格ハ如何ナル標準ニ依リテ之ヲ定ムヘキカノ問題ヲ生スルモ從來前年度ヨリノ持越ニ對シテハ使用當時ノ價格ニ
依リテ定ムルコトニ規定セラレアルモ翌年度ノ持越ニ對シテハ別ニ規定ナカリシニ依リ之ニ對シテハ其ノ年ニ於ケル買入
價格ニ依ルコトトシ若買入價格明ナラサルトキハ其ノ買入價格ノ平均ニ依ルコトト定メタリ而シテ前年度ヨリノ持越品ノ
如キモ買入ノ狀況カ前記ノ如クナルヲ以テ其ノ年買入品ト區別シ持越品ニ對シテ一々使用當時ノ相場ヲ標準トシテ定ムル
コトハ實際ニ於テ困難ノ事情アルカ如キヲ以テ從來ノ規定即チ使用當時ノ相場ニ依ルヲ原則トスルモ例外トシテ持越當時
ノ相場ヲ標準トシテ調査スルモ不可ナキコトトセリ(調査例三)

十三 採鹹勞銀調査表中改正ヲ加ヘラレタルモ

(イ) 勞銀ノ補填トシテ勞働者ニ給與スル米、麥又ハ味噌、醬油等カ自家作得又ハ自家醸造ニ係ルモノナルトキ及是等ノ物品カ
前年度ノ買入ニ係ルモノナルトキハ其ノ換算價格ハ如何ナル標準ニ依ルヘキカ從來規程ニ別段ノ定メナカリシニ依リ之ヲ
定メタルコト(調査例三)

(ロ) 勞働者ニ居宅又ハ菜園等ヲ貸與シタルモノ又ハ苦汁、加里等ノ副産物ヲ給與シタル場合ノ勞銀見積方ヲ定メタルコト(調
査例八、九、十)

(ハ) 從來ノ規定ニテハ自家勞働ニ對シテハ「勞銀ヲ目的トスル云々」トアリタルニ依リ其ノ製鹽業態ノ孰レタルヲ問ハス凡テ
普通勞銀ニ比シ二、三割ヲ低減シテ計算スルコトニ解セラレタルモ製鹽ヲ副業トシ農業等ノ片手間ニ之ニ從事スルモノノ如

キハ製鹽ニ全力ヲ傾注セサルヘキニ依リ其ノ勞銀ニ或程度ノ割引ヲ爲スハ理由アル所ナルモ製鹽ヲ專業トセルモノニ在リテハ自家勞働者モ普通ノ勞働者ト伍シテ一定ノ勞働ニ從事セル狀況ナルヲ以テ之ニ對シテ割引ヲ爲スカ如キハ不穩當ノ感ナキ能ハス故ニ自家勞働ニ對スル賃銀ノ割引ハ製鹽ヲ副業トセルモノニ限ルコトトシ專業トセルモノニ對シテハ割引ヲ爲ササルコトトシ規定ノ明文ニ變更ヲ加ヘタルコト(調査例十一)

(ニ) 製鹽ヲ專業トスルモノニ在リテモ家族カ勞働ニ從事シタルトキハ其ノ賃銀ハ現實勞働ニ從事シタル場合ノミニ限リ賃銀ヲ見積ルルヲ相當トシ偶定期雇夫ニ代リテ「月給又ハ年給雇ノモノニ代位シ」從事スル場合ト雖其ノ賃銀ハ現實作業日數ノミニ對シ日割又ハ月割計算ニ依リテ之ヲ計算シ雨天其ノ他ノ事故ニ依リ休業スル場合ハ他ノ定期雇ニ對シテハ給金ヲ見積ルヘキモ自家勞働ニ對シテハ之ヲ見積ラサルコト(調査例十二)

十四 (ホ) 年ノ豐凶ニ依リ増減スヘキ費額ト否ラサルモノトノ區分方ニ付明記シタルコト(調査例十七)

十四 (ロ)(イ) 公課組合費調査表中改正ヲ加ヘラレタルモノ

組合費ノ内容ヲ詳ニシタル明細書ヲ添附スルコトノ規定ヲ加ヘタルコト(調査例七)及組合費中ニ納付費包裝買入費等ヲ含ミタル爲メ之ヲ分割シタルトキハ其ノ計算ノ顛末ヲ明ニスルコト(調査例八)竝採鹹煎熬所屬ノ區分方ノコトヲ定メタルコト(調査例九)

十五 調査ト製表上ノ便宜ヲ慮リ地代組合費ノ表式ヲ改メタルコト

十六 固定資本利子調査表式ヲ改メタルコト

十七 運轉資本利子調査表中改正ヲ加ヘラレタルモノ

表式ヲ改メラレタルコト

(ロ)(イ) 二箇年以上ヲ耐ヘ得ヘキ修繕費ニ對シテハ一箇年分修繕費ニ對スルモノノミニ利子ヲ見積ルヘキ旨ノ規定ヲ加ヘタルコト(調査例三)

十八 納付費様式ヲ改メタリ右ハ從來ノ様式ニテハ八十斤、四十斤等各包裝毎ニ積込費、舂舟賃、車馬賃等ヲ區分調査スルノ様式

トナリ居リタルモ實際ハ各種包裝ヲ混載シ其ノ間ノ區分明ナラサル狀況ニ在ルヲ以テ之ヲ一々區分調査スルコト困難ナルカ如キモノアルニ依リ各種包裝ヲ包括シタルモノニ對シ其ノ費用ヲ調査スルコトニ改メ例外トシテ其ノ區分シ得ルモノニ付テハ從來ノ方法ニ依ルコトニ改メタルモノナリトス(調査例九)

十九 包裝費調査表中改正ヲ加ヘラレタルモノ

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

- (イ) 前項納付費ト同様ノ理由ニ依リ其ノ表式ヲ改メタルコト
 (ロ) 包裝ノ買入ニ關シテモ十三燃料調査(ロ)ニ就テ述ヘタルト同様ノ事情アルニ依リ右ト同様ノ理由ニ依リ其ノ年使用價格ヲ右同様ノ方法ニ依リ調査スルコトノ規定ヲ加ヘタルコト(調査例二)
 二十 以上ノ外調査指定地ノ變更其ノ他全編ヲ通シ多少ノ文字又ハ明文ニ變更ヲ加ヘラレタルモノアルモ煩ヲ避ケ特ニ記載セ

(乙)

從來ノ通牒、往復又ハ監督員ノ決定ニ依リ調査上既ニ實行セラレ居ルモノニシテ本規定中ニ加ヘラレタルモノ(省略)
 (別記事項)

鹽生產費調査ニ關スル注意事項

- 一 鹽生產費調査書類ニハ調査員ヲシテ總テ其ノ書類欄外ニ認印セシムルコト
- 二 鹹水量調査ノ確否ハ生產費調査ニ重要ノ關係アルヲ以テ其ノ正確ヲ期スル爲ニ生產費調査地トシテ適當ト認メララルル鹽田ニ對シテハ特ニ鹹水溜ノ容積ノ如キハ正確ニ調査シ置キ其ノ容量ノ調査ニ誤謬ナキ様注意スルコト
- 三 毎調査年度初ニハ前項該當ノ鹽田ニ對シテハ其ノ年ヘ持越ニ係ル鹹水、製鹽、石炭及包裝等ノ現在數量ヲ調査シ尙石炭及包裝ニ在リテハ其ノ價額ヲモ調査シ置キ調査地トシテ選定セラレ實際ノ調査ニ取掛リタル場合ニ差支ナキ様豫メ注意シ置クコト
- 四 各調査書類ハ必ズ指定ノ期限内ニ提出シ期日ヲ誤ラサル様注意スヘキハ勿論ナルモ第二號様式自作小作別鹽製造高表ハ本局ニ於テ調査書類ノ審査上最先ニ必要トスル調査ナルヲ以テ特ニ注意ヲ要スルコト
- 五 調査書類ハ各出張所又ハ派出所分全部ノ取纏ヲ待タサルモ順次調査終了濟ノ分ヨリ提出スルヲ要スルコト
- 六 生產費調査書類ハ外部ニ對シテハ未タ發表時機ニ達セサルヲ以テ絕對ニ機密ニ取扱ヒ開示セサル様特ニ注意ヲ要スルコト
- 七 改正手續第二十三條及第三十條ノ規定ハ日々鹹砂ヲ採集シ砂ノ儘或ル期間貯藏シ一定量ニ達シタル後鹹水ト爲スヘキ地方ニ對シテノミ適用アルヘキモノニシテ普通ノ製鹽地方ニ對シテハ其ノ適用ナキハ勿論トス
- 八 煎熬用器具器械調査表中調査例四ニ石釜築造ニ要スル費用ノ計算ニ關シ細目ヲ設ケテ整理スヘキ旨ヲ規定セラレタルモ此ノ如キ人夫材料ニ依リ構成セラルルモノハ石釜ノミニ限ラス其ノ他ノ器具器械中ニモ多々之アルヘキニ付石釜以外器具器械モ手續第三十七條ニ該當スル場合ハ右ニ準シ細目ヲ設ケ整理スヘキハ勿論トス
- 九 生產費調査書類提出ノ際ハ當業者間ニ於ケル其ノ年ノ作柄ニ對スル感想ヲ各所毎ニ取調ヘ十一月三十日迄ニ申報スルコト

鹽生産費ハ從來五等鹽ヲ基準トシテ調査シ來リタルモ近年産鹽ノ等級次第ニ昂上シ大正八年度ニハ三等鹽四割二分、五等鹽四割五分ヲ示スニ至リタルヲ以テ生産費調査ノ基準亦調査指定地ニ於ケル主産等級鹽ニ應シ區分スルノ必要ヲ認メタルニヨリ大正九調査年度分ヨリ生産費調査地選定ニ付左記通牒シタリ

甲第四五五九號部長通牒(大正八年十月二十四日)

一、鹽生産費調査指定地カ五等鹽ノ生産ヲ主トスル地方ナルトキハ五等鹽ヲ製造スル鹽田ヲ、三等鹽以上ノ生産ヲ主トスル地方ナルトキハ主トシテ三等鹽ヲ製造スル鹽田ヲ生産費調査地トシテ選定スルコト

但シ全部ノ調査鹽田カ本文ニ依リ選定シ難キトキハ主トシテ他ノ等級鹽ヲ製造スル鹽田ヲ選定スルモ妨ナシト雖可成三等鹽若ハ五等鹽ノ何レカヲ主トシテ製造スル鹽田ヲ選ムコトニ注意ヲ要ス

二、鹽生産費調査指定地ニ於ケル三等鹽以上ノ生産量ト四等鹽以下ノ生産量トノ差カ總生産量ノ十分ノ四以内ナルトキハ鹽生産費調査鹽田數ヲ三等鹽ヲ主トスル鹽田ト五等鹽ヲ主トスル鹽田トニ折半シテ選定スルコト

三、前二項ニ依リ選定シタル鹽田ニ於テハ可成當初選定ノ目的トシタル等級鹽ノミ(少クトモ八割以上)製造ヲ爲サシムルコトニ留意ヲ要ス

四、第一、二項ニ依リ調査鹽田ヲ選定シタル以後其ノ區域内ニ於テ主トシテ生産スル鹽ノ等級カ當初ノ豫想ト全然相反スルニ至リタルトキハ調査進行上支障ナキニ於テハ調査鹽田ヲ變更シ主トシテ生産スル鹽ノ生産費トシテ其ノ代表タルヘキモノノ調査ヲ期スルコト

五、選定表ノ提出ニ當リテハ調査區域毎ニ其ノ地方ニ於テ主トシテ生産スル鹽ノ等級ヲ首部欄外ニ附記シ且選定鹽田ニモ其ノ鹽田ニ主トシテ生産スヘキ鹽ノ等級ヲ適宜ノ箇所ニ附記スルコト

六、輸移入鹽鹹水混和再製ヲ爲サシメタル關係上鹽生産費調査地選定表ノ作製上困難ナル事情アルトキハ便宜大正八調査年度分ノ選定表ヲ再用スルモ妨ナシ尤モ一般ノ生産狀態ニ著シキ變化ノ生シタルモノアルトキハ相當斟酌ヲ加フルヲ要ス

輸移入鹽ノ鹹水混和委託再製費調査ノ基礎トシテ混和再製生産費調査例ヲ通牒ス

甲第四、五六號部長通牒(大正八年十月二十五日)

混和再製鹽生産費調査例

一、本調査ハ大正七年十一月一日ヨリ大正八年十月末日ニ至ル一箇年間ノ實績ヲ調査スルモノトス

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

二、本調査ハ本例ニ依ルノ外總テ鹽生産費調査手續ニ準シ調査スルモノトス

三、本調査ハ其ノ管内ニ於テ標準トナルヘキモノニ就キ各等級鹽毎ニ各一箇所宛調査スルモノトス但シ一箇所ニ於テ各等級鹽ヲ混製スルモノハ之ヲ避クルモ主ナル等級鹽九割以上產出ノモノハ差支ナシ尙各等級鹽中適當ノモノ無之トキハ立會試驗ノ成績ヲ根基トシテ別紙乙表ノ様式ニ依リ本調査ヲ爲スモノトス

四、本調査ハ周年繼續シテ從事シタルト否トヲ問ハス本期間中ニ從事シタルモノニ就キ調査スルモノトス但シ比較的長日數又ハ多量ノ原鹽ヲ使用シタルモノヲ選定スルコト

五、第一收支計算表中原鹽百斤當ハ普通製鹽ト混和再製鹽トニ區分シテ算出シ計分ハ兩者ヲ合シタルモノニテ算出スルモノトス

六、第二生産力中原鹽使用數量ハ之ヲ月別ニ區分シタル表ヲ作成添附スルモノトス

原鹽溶解ニ依リテ生シタル増容量ハ其ノ實蹟ヲ記入スルモノナルモ不明ノ場合ハ立會試驗ノ成績ニ依リ計上シ其ノ旨記入シ置クモノトス

七、第三收入中鹽及包裝代ハ普通製鹽及混和再製鹽ニ區分シ其ノ他ノ分ハ普通製鹽分トシテ計上スルモノトス

八、第四普通製鹽ニ屬スル生産費中共通費用ヲ分割シタルトキハ其ノ事由ヲ詳細記入スルモノトス、分割費ハ大體煎敷費ニ屬スルモ採鹹費中共通ノ費用アルトキハ相當欄ヲ設ケ計上スルモノトス但シ分割方法ハ一ヲ混和再製ヲ施シタルカ爲特ニ普通製鹽費ニ増減アリタルモノニ限り其ノ差額タケテ分割スルモノトス他ハ其ノ共通費ヲ産額ニ按分シテ計算シ結局ニ様ノ調査ヲ爲スモノトス

九、第五混和再製鹽ニ屬スル生産費附屬表ノ再製用苦汁代ハ再製鹽製造ノ爲特ニ要シタル苦汁ヲ相當代價ヲ見積リ計上シ普通製鹽トノ收支關係ヲ明カニセントスルニ在リ

十、乙表中算出ノ根基トシテ必要ナル原鹽ニ對スル納付鹽量ハ立會試驗成績ノ如何ニ拘ラス總テ現行納付歩合ニ依ルモノトス

十一、本調査ニハ尙其ノ調査場所ノ實蹟ニノミ拘泥セス其ノ地方一般ノ事情ニ照シ其ノ費用ヲ加除スルノ必要ヲ認ムルモノハ其ノ意見ヲ附シ別ニ表ヲ作成シ添附スルコトヲ得

(甲表) 混和再製鹽生産費調

製造場位置

製造者氏名

第一 收支計算表

原鹽溶解ニ依テ生スル鹹水増容量	使用	採收	前年ヨリ持越鹹水量	採鹹地一段別	區分	數量	割合	備考	第一生産力										
									損益			支出			收入				
									計	混和再製鹽	普通製鹽	計	混和再製鹽	普通製鹽	計	混和再製鹽	普通製鹽		
原鹽百斤當合									同上										

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

一金 第三收入 内譯	等級		納付鹽量			煎熬日數		採 鹹 日 數	翌年度 へ 持 越 鹹 水 量	鹹 水 増 △ 減 量	煎熬鹹水量				
	混 和 再 製 鹽	普 通 製 鹽	計	混 和 再 製 鹽	内 自 家 用 鹽	普 通 製 鹽	混 和 再 製 鹽				普 通 製 鹽	計	ニ 使 用 シ タ ル モ ノ	混 和 再 製 鹽 製 造 期 間 ニ 使 用 シ タ ル モ ノ	普 通 製 鹽 製 造 期 間 ニ 使 用 シ タ ル モ ノ

此ノ期間ニ製造シタル納付鹽量
比重
度
斤

鹽專賣 鹽ノ收納 賠償價格

副産物代		混和再製鹽包裝代		普通鹽包裝代		混和再製鹽			普通製鹽			區		
計		計		計		計	、	五	三	計	、	三	二	分
								等	等			等	等	
														量
														單
														價
														價
														額
														備
														考

原鹽取引費	區分	第五 混和再製鹽ニ屬スル生産費				第四 鹽田製鹽ニ屬スル生産費				合計	雜收入	
		專屬費額	普通製鹽ト共計	再製鹽百斤當百分率	採鹹費	煎熬費	計	百分率	計		額	
	混和再製鹽				採鹹費							
	普通製鹽ト共計				總金額							
					混和再製鹽ニ屬スル費額							
					差引普通製鹽ニ屬スル費額							
					計							
	再製鹽百斤當百分率				採鹹費							
					煎熬費							
					計							
					百分率							

合計	小包計	納付費	包裝費	空引返還費	小包計	雜費	運轉資本利子	固定資本利子	地代及組合費	公課及組合費	勞銀	燃料費	器具器械費

鹽專賣

鹽ノ收納

賠償價格

(附屬表)

混和再製鹽所要苦汁代調

名	稱	總所 要量	苦汁 積	石 當	金 額	再製鹽 百斤當	摘 要
再製鹽用苦汁代			見積	價格	金	額	

(乙表)

混和再製鹽生產費調(大正八年十月申ノ物價實
銀等ヲ基礎トシタルモノ)

一金
内
譯
何等焚混和再
製鹽百斤當

費 目	百 斤	當 金 額	算 出 根 基
再製鹽用苦汁代			
原鹽引取費			

鹽生產費調査ハ調査指定地ニ於テ生産力及鹽業經營狀態區域内ノ中庸ト認ムヘキ數戸ノ鹽田ヲ標準トシ之ニ就テ調
査シタリシモ更ニ一層調査ノ正確ヲ期スル爲調査區域内全體ノ事實ニ就キ其ノ平均ヲ求メ平均生産費ヲ明ニスルコト
トシ尙調査ヲ平年分當年分ノ兩様調査トナシ調査手續ヲ改正シ大正十年分調査ヨリ適用シタリ

甲第二八三五號長官達(大正十年七月二十二日)

鹽田製鹽生產費調査手續

第一章 總則

第一條 鹽生產費ハ左表ノ地方局直轄、出張所、派出所ノ所管區域(第二條以下ハ單ニ調査區域ト稱ス)毎ニ第三號様式ニ依リ一製